

平成29年第4回平群町議会

定例会会議録（第4号）

招 集 年 月 日	平成29年9月21日
招 集 の 場 所	平群町議会議場
開 会 （ 開 議 ）	9月21日午後2時0分宣告（第4日）
出 席 議 員	<p>1 番 山 本 隆 史 2 番 城 内 敏 之</p> <p>3 番 井 戸 太 郎 4 番 森 田 勝</p> <p>5 番 稲 月 敏 子 6 番 植 田 い ず み</p> <p>7 番 山 口 昌 亮 8 番 山 田 仁 樹</p> <p>9 番 高 幣 幸 生 1 0 番 窪 和 子</p> <p>1 1 番 下 中 一 郎 1 2 番 馬 本 隆 夫</p>
欠 席 議 員	な し
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	<p>町 長 岩 崎 万 勉</p> <p>副 町 長 中 島 伊 三 郎</p> <p>教 育 長 岡 弘 明</p> <p>会 計 管 理 者 橋 本 雅 至</p> <p>政 策 推 進 課 長 大 浦 孝 夫</p> <p>総 務 防 災 課 長 瓜 生 浩 章</p> <p>教 育 委 員 会 総 務 課 長 松 村 嘉 容</p> <p>税 務 課 長 山 口 繁 雄</p> <p>住 民 生 活 課 長 中 村 九 啓</p> <p>健 康 保 険 課 長 辰 巳 育 弘</p> <p>福 祉 課 長 今 田 良 弘</p> <p>観 光 産 業 課 長 西 岡 勝 三</p> <p>都 市 建 設 課 長 寺 口 嘉 彦</p> <p>上 下 水 道 課 長 島 野 千 洋</p>
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	<p>議 会 事 務 局 長 上 田 昌 弘</p> <p>主 幹 高 橋 恭 世</p> <p>主 査 大 文 字 睦 美</p>
議 員 提 出 議 案 の 題 目	<p>第 1 号 に 同 じ</p> <p>発 議 第 7 号 小 中 学 校 に お け る プ ロ グ ラ ミ ン グ 必 修 化 に 対 し て 支 援 を 求 め る 意 見 書 （ 案 ）</p> <p>発 議 第 8 号 核 兵 器 廃 絶 を 求 め る 決 議 （ 案 ）</p>
請 願	第 1 号 に 同 じ
議 事 日 程	議 長 は 、 議 事 日 程 を 別 紙 の と お り 報 告 し た 。

平成 29 年 第 4 回 (9 月)

平群町議会定例会議事日程 (第 4 号)

平成 29 年 9 月 21 日 (木)

午後 2 時開議

日程第 1			諸般の報告
日程第 2	認定第 1 号		平成 28 年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定について (決算審査特別委員長報告)
日程第 3	認定第 2 号		平成 28 年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について (決算審査特別委員長報告)
日程第 4	認定第 3 号		平成 28 年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について (決算審査特別委員長報告)
日程第 5	認定第 4 号		平成 28 年度平群町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について (決算審査特別委員長報告)
日程第 6	認定第 5 号		平成 28 年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について (決算審査特別委員長報告)
日程第 7	認定第 6 号		平成 28 年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定について (決算審査特別委員長報告)
日程第 8	認定第 7 号		平成 28 年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について (決算審査特別委員長報告)
日程第 9	認定第 8 号		平成 28 年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について (決算審査特別委員長報告)
日程第 10	認定第 9 号		平成 28 年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について (決算審査特別委員長報告)
日程第 11	認定第 10 号		平成 28 年度平群町水道事業会計決算の認定について (決算審査特別委員長報告)
日程第 12	発議第 6 号		平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について (文教厚生委員長報告)
日程第 13	請願第 2 号		平群町国民健康保険税引下げに関する請願書 (文教厚生委員長報告)
日程第 14	発議第 7 号		小中学校におけるプログラミング必修化に対して支援を求める意見書 (案)
日程第 15	発議第 8 号		核兵器廃絶を求める決議 (案)

日程第 1 6

先進地視察計画書について

日程第 1 7

委員会の閉会中の継続調査の件

再 開 (午後 2時00分)

○議 長

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、平成29年平群町議会第4回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおりであります。議事日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 諸般の報告を行います。

まず、9月6日に開催されました総務建設委員会の報告を求めます。総務建設委員会委員長。

○総務建設委員長 (窪 和子)

総務建設委員会より御報告をいたします。

平成29年9月6日水曜日午前9時より執行後における政策評価につきまして質疑を行いました。

以上でございます。

○議 長

続きまして、9月6日に開催されました文教厚生委員会の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長。

○文教厚生委員長 (井戸太郎)

文教厚生委員長から報告させていただきます。

平成29年9月6日水曜日午後2時より、執行後における政策評価について協議いたしました。

以上です。

○議 長

以上で諸般の報告を終わります。

続きまして

日程第2 認定第 1号 平成28年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第3 認定第 2号 平成28年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第4 認定第 3号 平成28年度平群町国民健康保険特別会計歳入

歳出決算の認定について

日程第 5	認定第 4 号	平成 28 年度平群町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 6	認定第 5 号	平成 28 年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 7	認定第 6 号	平成 28 年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 8	認定第 7 号	平成 28 年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 9	認定第 8 号	平成 28 年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 10	認定第 9 号	平成 28 年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 11	認定第 10 号	平成 28 年度平群町水道事業会計決算の認定について

以上 10 件を会議規則第 37 条の規定により一括議題といたします。

本案 10 件については決算審査特別委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。決算審査特別委員会委員長。

○決算審査特別委員長（下中一郎）

それでは、決算審査特別委員会委員長報告をさせていただきます。

去る 9 月 5 日、平成 29 年平群町議会第 4 回定例会の本会議において付託を受けた平成 28 年度平群町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計決算の認定 10 件につきまして、本委員会での審査内容と審査結果を報告いたします。

まず

認定第 1 号 平成 28 年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額で 76 億 550 万 3,651 円、歳出総額 74 億 699 万 2,965 円で、形式収支は 1 億 9,851 万 686 円の黒字で、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は 1 億 7,565 万 8,094 円の黒字決算となっております。

この額から、前年度の実質収支 2 億 5,657 万 3,702 円を控除した平成 28 年度の単年度収支は 8,091 万 5,608 円の赤字となりました。また、実質単年度収支についても 2 億 7,175 万 4,472 円の赤字となりました。

決算認定の審査に当たっては、歳出は款ごとに、歳入は一括して審査いたし

ました。審査の主な内容は以下のとおりでございます。

歳出全般について。

第2次財政健全化を推進する方向で進められているが、それをつくるに当たって、平成28年度決算全体についてどのように分析しているのかただされ、27年度から28年度にかけて、歳出でふえたことについて、公債費では、町債の償還が土地開発公社解散に伴って、第三セクター債の償還が本格化してきたことにより、27年度と比べて1億2,000万円の歳出の増となった。歳入では、交付税はふえているが、一般財源そのものは、地方交付税を初めとした株式譲渡割交付金、配当割交付金、消費税交付金等の交付金は27年度から28年度にかけて1億4,800万円ほど減となった。これらにより、27年度と比べて差引き約2億円、財政状況は悪化していることとなる。単年度収支では、27年度の単年度は8,000万円の黒字、28年度は単年度8,000万円の赤字で、上下1億6,000万円、この1億6,000万円の差が平成27年度の特異な事情、例えば管理職の給与カットとか地方創生の交付金の交付ではないかと分析しているとの答弁がありました。

新電力の導入に伴う削減効果についてただされ、13施設が対象となり、半年で約860万、年間で約1,600万円程度の効果があるとの答弁がありました。

電算委託料で前年度との比較についてただされ、27年度の委託費用は1億1,362万8,000円で、28年度は6,028万7,155円で、約5,000万円の減額となったが、その要因は、マイナンバーに伴う整備費用や制度改正に伴う修正等が影響しているとの答弁がありました。

ふるさと納税の実績と推移についてただされ、26年度は124万、27年度は300万、28年度は562万7,000円で徐々に伸びている。また、今年度は平群町の特産品であるバラを寄附金の返礼品に追加し、平群のPRにも努めている。全国的に総務省が返礼品を3割以内にする方向性もあり、7月からテニスコートの使用料が3,500円と超えた分があり、見直しを図っているとの答弁がありました。

ふるさと納税について、今後のPRや寄附金の増額を含めて、どのように考えているのかただされ、ふるさと納税の趣旨に沿った形で、コミュニティー型のふるさと納税の方に力を入れて、イチゴ、バラ等をもっとPRしていきたいとの答弁がありました。

ペイジー・コンビニ収納に係る経費について、27年度と比較してどのようになっているのかただされ、27年度の決算は、手数料358万1,000円、システム保守料51万9,000円、マルチペイメントネットワークの協議会

負担金10万円で合計420万円となった。28年度は、手数料が263万7,000円、システム保守料51万9,000円、負担金10万円で合計325万6,000円となり、前年と比較して22%のマイナス、金額は94万4,000円削減できたとの答弁がありました。

また、経費削減の要因については、28年度より全納の納付書を追加したことによるものであるとの答弁がありました。

コンビニ納付に係る28年度の土、日、祝日納付の件数についてただされ、コンビニ収納の手数料支払い件数では6,605件で、また土、日、祝日納付については、軽自動車税で481件、固定資産税で767件、町県民税の普通徴収分では331件、合計で1,579件あったとの答弁がありました。

徴収率の現状と近隣市町との比較についてただされ、28年度では、徴収率は現年分と滞納分を合わせて98.3%であり、奈良県下では5位で市町別では4位となっているとの答弁がありました。

財政状況を踏まえた上での流用状況について、どのようにチェックしているのかただされ、28年度で流用の総件数は284件で、金額は5,758万7,000円であった。例年よりも今年度若干少なかったが、それでも200件を超えるような流用があり、財政状況が厳しい折であるので、現に慎むように対応しているとの答弁がありました。

続きまして、議会費・総務費。

総務管理費の宿日直業務委託料で、27年度決算より下がっているが、入札により安くなったということかただされ、28年度入札では、清掃委託料と合わせて入札したことにより、落札の結果、安くなったとの答弁がありました。

宿日直業務委託料で、労働基準法以下のいわゆるブラック企業はチェックしたかただされ、利用者の氏名など、入札に関しての手順は間違いなく行っているが、今後は業者とのやりとりの中で状況も踏まえて把握し、確認したいとの答弁がありました。

企画費の業務委託料で、(仮称)文化センター・図書館基本計画・公会計・ふるさと納税の成果についてただされ、(仮称)文化センター・図書館の基本計画については、建設に当たって、議会や住民の皆様と議論を深めるために基本計画をつくり、基本条件の整理や施設の整備方針の立案、施設の管理運営のあり方など、基本設計において具体的な検討を行うための基本的な考え方を示したものであります。公会計については、地方公会計制度に基づく財務4表や固定資産台帳は27年度から取り組んでおり、それを更新する形で財務諸表や固定資産の台帳を整備し、政策推進課で保管している。ふるさと納税については、ふるさと納税贈呈業務で、商品代と送料を含んで発送しているとの答弁が

ありました。

防災諸費の防災無線のデジタル化に係る起債の考え方についてただされ、緊急防災・減災事業債で充当率は100%の交付税算入70%を予定している。地方債の交付税算入の考え方は、20年の償還年限の起債であれば翌年から入ってくる。ただ、起債の起こし方にもよるが、2年間元金据え置き18年かけて元金を返す据置期間等もあるので、基本的には理論値として3年据え置きの20年で返ってくる地方債をイメージしているとの答弁がありました。

同じく、防災諸費の自主防災組織結成支援補助金で不執行となった理由と、今後、どのような取り組みを考えているのかただされ、28年度は補助申請がゼロで不執行となっている。29年4月1日現在で結成率は、世帯ベースで77.4%となり、今後の取り組みとしては、5月に行っている総代自治会長会議で結成のお願いをしているとの答弁がありました。

避難行動要支援者名簿への登録に係る現在の人数についてただされ、現在、29年8月末で対象者は2,391名、同意している方は、そのうち1,023名、不同意の方は500名、未回収分は868名で、自分の意思を示している方は、同意と不同意と合わせて全体で64%との答弁がありました。

戸籍住民基本台帳費のマイナンバーカード交付件数と交付を促す取り組みについてただされ、8月末現在での申し込み件数は約2,500件、本人が持っている件数が2,029件であり、交付を促す取り組みは、5月の総代自治会長会議でパンフレットを配付し、啓発をお願いし、10月の広報でマイナンバーカードの啓発、11月ごろに国からタブレットの貸与があり、窓口でも受け付けし、11月の広報にコンビニ交付の啓発を行っていききたいとの答弁がありました。

防災諸費の防災備蓄品で、28年度の時点での期限切れ間近な分と、その使用方法についてただされ、29年3月末に切れる乾パンが2,050食あり、29年5月に切れるアルファ米が1,800食あった。昨年度は、乾パンは最終1,994食を地域の防災訓練と小中学校、こども園等に配った。あと、アルファ米は1,438食、防災訓練と北小学校の講座に利用させてもらった。最終は、県レスキューフード事業で使用してもらった。期限切れが一部だけあり、乾パンが56食とアルファ米が362食で、最後は処分となった。今後は、期限切れがないように努力するとの答弁がありました。

防犯対策費の防犯カメラ設置補助金で、現在まで、この防犯カメラによって何か事象が発生しているかどうかと、今後もっとふやす考えはないのかただされ、現在、防犯カメラは2基設置して、映像の保管期間は約1週間程度になっている。今までの間で防犯カメラを活用するという事案は発生していない。2

8年度2基分は県の補助金、1基当たり20万円で、今後も県の補助金を活用し、2基ずつ程度ふやしていきたいとの答弁がありました。

防災諸費で、防災無線の更新計画についてただされ、放送時に各所でふぐあいが出てきている状況であるので、一括して全体の更新と考えているので、それにあわせて、今、調査研究を重ねているが、更新時期が約2年かかるので、緊急防災・減災事業債を使い、30年度、31年度の2カ年で事業を進めていきたいとの答弁がありました。

次に、民生費。

子ども医療費の現物給付化に伴う県と各県内市町村との協議についてただされ、基本的に、国のペナルティーがなくなる乳幼児、就学前の児童の医療費について、現物給付化をすることを前提に、県と市町村との協議が進められ、29年度中に結論を出すと聞いている。また、現物給付化に向けて、今後も引き続き、県、市町村会などを通じて国にも要望を上げて実現できるように努力していきたいとの答弁がありました。

こども園のはなさとこども園、ゆめさとこども園の人数と、町内・町外保育の人数及び待機児童に対する定義が変わったのかについてただされ、28年度の受託人数は、はなさとこども園2名、ゆめさとこども園6名で、合計8名を受託している。28年度から29年度に待機児童の定義が大きく変わったところは、28年度までは育児休業中は待機児童として数えないが、29年度からは育児休業が一旦終わり、復帰することがわかっている期間には待機児童として扱うということになり、申請を受け付けることになり、現在は定員がいっぱいで待機となったとの答弁がありました。

育児休業の延長についてただされ、育児休業の期限は3年まで設けている会社や事業所等も多くあり、延長できるところは延長という対応をとっているとの答弁がありました。

待機児童の問題についてただされ、4月の時点では待機児童ゼロを目指して進めているが、途中の入所については受け入れできるかはわからない。今後も工夫して、4月の時点でのクラス編成等も考慮して考えていきたいとの答弁がありました。

平群町の保育キャパシティーをふやすべきだと思うがどうかただされ、今後も引き続き民間の事業所やNPO、社会福祉法人などの協力も得ながら保育事業ができる事業所を探しながら待機児童対策をとっていきたいとの答弁がありました。

社会福祉費の負担金で、老人福祉施設三室園運営負担金に係る平群町としての積算根拠についてただされ、平群町の負担金の積算根拠は、均等割で20%、

人口割で12月1日現在の50%、財政割で30%の内訳となっており、特養については、他の施設もできているので、7町で十分協議して、今後どうしていくべきか、できるだけ負担を減らす方向で、7町課長会議でも平群町としての意見を述べていきたいとの答弁がありました。

次に、衛生費・労働費。

斎場運営費の火葬業務委託料で、生駒市との業務提携で仕事がふえるということで、約2,000万近い予算を組んで、昨年度はそれで執行され、28年度も本来は1.5人分でもよかったが、これは委託で契約している所以この金額になったという理解でいいのかただされ、3名分で計上して、昨年度3月から契約変更で一部減額の契約をしたとの答弁がありました。

斎場運営費の葬祭場の運営について、葬祭棟の利用料金を値下げする考えはないかただされ、火葬場の運営そのものを今後どのようにしていくかという議論を進める中で、葬祭棟の料金はやはり今後の利用のあり方について大きなウエートを占めるものであるので、今後検討していきたいとの答弁がありました。

同じく、斎場運営費の運営について、指定管理者制度導入についてただされ、今後、将来的な財政の見通しをつけて行財政改革を行っていく中で、一つの施設であるので、指定管理者制度にのっとった指定管理者の選定による施設の運営管理という行政のあり方で、それぞれの施設についても、直営からの指定管理という一定の成果を上げているようなところもあるので、今後、この施設についても、一つの選択として、行革の側面から考えていく必要があるとの答弁がありました。

塵芥処理費の不燃物処理委託料で、27年度から町直営でしたことによるランニングコストも28年度で言うと結構安くなっている。2,000万円から1,500万円になっている。ただ、委託したとき、可燃ごみの処理手数料が350万ぐらいであるが、それを引くと、200万ぐらい経費が安くなっているが、今後、この金額で落ちつきそうなのかただされ、27年度、28年度はほぼ同じような形で推移している。今後も同じように推移していくと考えているとの答弁がありました。

家庭ごみについて、本当に減らす方策を考えて、その計画を立てようとしているのかただされ、現在、年次計画は持っていないが、目標を立てなければその減量に向かないので、30年度の目標は持っている。今は余りごみの減量が進んでいない状態であるので、可燃ごみに特化した分で計画的なものをつくって示していきたいとの答弁がありました。

キエーロの件で、生ごみ処理機のように補助対象になるのか、補助内容と件数についてただされ、同じ処理容器であるので、商品名としては載っていない

が補助対象になり、上限が2分の1の5万円となり、容器・機械関係なしである。キエーロの補助の件数はゼロ件であるが、最近、広報にキエーロも補助対象ということで載せているとの答弁がありました。

し尿処理費について、予算より2,300万円少ない執行であったのは処理量が減ったからであるが、その理由をただされ、年度当初は集中浄化槽の切りかえの汚泥が発生することで想定していたが、切りかえは終わったが、中に入っている汚泥の引き抜きがまだされていないことで、翌年度へ回している状態であり、28年度はその分が予算よりも少なくなったとの答弁がありました。

廃棄物減量推進事業費で、ごみ袋の在庫枚数を少なくする努力はしているのかただされ、28年度は競争入札、今までは国産の袋の製作であったが、近隣自治体にも確認したところ、海外生産がたくさん出ており、信頼性も上がっていることで、28年度は海外生産も可能とした。海外製品になることにより、1枚当たりの単価も下がったので、費用的には大分抑えられている。在庫枚数では、その年度の1年分は作製しないと在庫がなくなり、作製に3カ月から半年近くかかるので、年度当初にその1年分程度あれば、その間の在庫として持っておきたいとの答弁がありました。

続きまして、農林水産業費・商工費。

農林業振興費の経営体育成交付金についてただされ、経営体育成事業は、トラクター等の購入及び農業施設の購入に伴う補助金となっており、他の補助金との相違点は、奈良県で人・農地プラン区域を起点として、点数によって採択されるかということが決まっていて、残念ながら本町は6件の申請があったが、結果として点数が満たなかったということで不採択となったとの答弁がありました。

同じく、農林業振興費の日本型直接支払制度補助金についてただされ、多面的機能支払交付金事業であるが、27年度決算当時では7団体に対して補助金は県が100%の交付であった。28年度決算は7団体に加え、2団体の新規申請があり、その分に対して補助金がふえていないという件に関しては、実績により活動計画が遂行できなくなった分が一部あった等により減ったとの答弁がありました。

農林業振興費の新規就農者確保事業補助金で、予算として900万円見込んでいたが、減ったことについてただされ、予算要求当時は継続者4名、新規就農者、新たにこの事業の対象となる方2名で予算計上していたが、決算では4名のうち1名が一定所得をオーバーされたため、当該助成金の助成を受けることができなかったこと。また、中途半端な額になっている要因は、所得100万円以上であった方には減額給付ということで、減額給付分を考慮したことが

半端分ということになっており、新規分2名見込んでいたが、実績では1名のみとなったとの答弁がありました。

同様に、農林業振興費の特産品開発事業で、産・官・学連携について、今後、どのような方向で取り組んでいこうと考えているのかただされ、これまでのジェラートに加えて、ハーブ、ニンジン、カボチャを使ったジェラートを検討している。また、オリジナルブランドは、ピクルスやソース類も検討していきたいと考えているとの答弁がありました。

ナラ枯れ被害の実態と対策についてただされ、28年度は1,000立方メートルと被害が相当拡大していることは承知している。町としては県補助の増加を要望していきたい。山林被害につながるおそれがないのかということについては、森林保全の観点からも、倒木して根っこが腐っているとすれば治水機能等が損なわれるので、山林被害にもつながるおそれがあると認識しているとの答弁がありました。

同じく、農林業振興費の有害鳥獣駆除事業で、有害鳥獣による被害額と最近の進捗状況についてただされ、例年、イノシシの捕獲は100頭程度であるが、昨年、山に実等がなかったということで、民家近くに来ているので321頭で3倍ぐらいにふえた。今年度は今のところ、例年どおりの捕獲数となっている。今後の取り組みとしては、捕獲おりの増設が考えられ、協議会を通じて、おりの補助金の申請を行いたいと考えている。この有害鳥獣による被害額は、アンケート調査という形で実施している。28年度の農産物被害では、イノシシの被害額169万円、アライグマが82万円であったとの答弁がありました。

次に、土木費・消防費。

土木管理費の竜田川遊歩道整備事業で、桜のライトアップ準備に係る地域の合意形成と進みぐあいについてただされ、実施していく方向性で竜田川まほろば遊歩道整備構想推進協議会事業として進めており、当該地区の自治会の方とも協議をし、今後、合意形成を図っていきたいとの答弁がありました。

道路橋梁費の補償費で630万円の予算が不執行の理由をただされ、農業用倉庫の移転補償費で計上していたが、当初の事業計画が進まなかった。今後、新たな計画が明らかになった上で、予算計上については十分協議し、検討したいとの答弁がありました。

道路新設改良費の機械器具購入費で、軽微な道路維持補修は機械化で合理化して、備品購入もしくはリース対応にしてはどうかただされ、作業によっては小さい機械等も使用することがあるが、機械器具使用料などでリースとして対応している。購入となれば、利用頻度等もあるので、現状のところ、予算の範囲内で業務遂行していきたいとの答弁がありました。

開運橋の改修事業負担金で、予算と全く同じ金額となっているが、執行額も同額であったのかただされ、当初予算計上時はあくまでも設計額で、全体事業費から国庫補助金及び交付税算入等差し引いた純然たる町単独費の3割負担で予算計上しており、ハード工事は増減が生じるため、年度当初に協定を結び、その中で予算額を上限額と設定した。最終的に工事費は当初予算以上の変更によって増額しているとの答弁がありました。

消防費で、今、全国的にも女性消防団の結成が見受けられるが、平群町としては、現在どのような実態で、今後どのように考えているのかただされ、今、平群町の女性消防団員は、29年4月現在で、全団員が61名のうち、女性団員が1名。ただし、本部消防副主任で団員ということになる。生駒郡4町の中では唯一の女性の団員で、平群町は先進的にしているが、まだまだ人数が足りないので、先に活動団員を優先して募集していきたいと思っているとの答弁がありました。

奈良県広域消防組合が平成26年に設立され、西和7町にとってどんなメリットがあるのかただされ、今はそのメリットが目に見えてあらわれていることはなかなか難しい。しかしながら、奈良県全体で見ると、スケールメリットが徐々にこれから出てくるということで、南部地域にとっては相当メリットが出てきていると思う。しかしながら、西和7町だけのことを言ってもなかなか始まらないが、大きな災害が起きた場合、奈良県全体の消防力がアップすることが非常に重要なことであると思うので、長い目で見たいだきたいと思っているとの答弁がありました。

次に、教育費。

学校管理費の土地借上料で計画についてただされ、道路工事等が入り、本年8月末に契約が終了している。その後は、土地区画整理組合が実質的に所有することになるので、それ以降の分は土地区画整理組合と無償契約で費用は発生しません。もう1人の地権者の方については、まだ換地が正式に決まっていないが、換地が今年度中に終わる見込みであるので、その時点で契約が終了して来年以降は発生しないとの答弁がありました。

教育振興費の図書購入費で、定価で買っているのか、平群町内で買っているのかただされ、学校図書については、学校の先生と図書司書が協議して本の選定を行い、廉価販売ができないということなので、定価で専門業者から購入している。学校の図書館に蔵書として置くので、品質のいいもの、長く使える図書ということに配慮して、奈良県の図書流通センターで購入しているとの答弁がありました。

教育費振興費の扶助費で、要保護、準要保護の不用額についてどう分析して

いるのかただされ、教育扶助の扶助費は前年度までの実績及び対象児童数の推移も見て概算で予算計上している。保護者の就業状況で所得等に基づいて審査をするが、所得状況に変動があったり、生活状況の変化で認定にならないというケースもあるので、予算としては最低限予算を計上しているが、結果として審査を経て不用額になってしまうことになるとの答弁がありました。

小学校・中学校の防災教育の具体的な取り組みについてただされ、子どもたちの命を守る取り組みについては非常に重要なことだと認識し、学校等には校園長会を通じて、危機管理を十分徹底するように周知もして協議しているところである。昨年度、平群小学校と北小学校に緊急地震速報の装置を国の事業で設置することができ、今年度も南小学校で設置することになった。その装置も使いながら、防災の避難訓練、日ごろの授業等の中での防災教育、危機管理、地震や風水害等、いろんな事情を想定し、マニュアルに基づき訓練を実施しているところである。安全教育については、民間の計画を各学校でそれに基づいて各学期ごとに取り組みをしている。避難訓練等については、まずは運動場に避難をしている。ただ、想定外の事態も起こるので、今後、学校からどのようなルートで避難するのか、学校現場とよく相談、協議をして防災マニュアル等の見直しを行うよう協議を進めていきたいとの答弁がありました。

文化財保護費の賃金で、満額使うことができない理由についてただされ、調査区域が少なかったということもあるが、発掘現場で実際調査するときには、掘削したり、実測図をつくったりするのに作業着が必要になるが、一部の実測図の作成に当たっては官学連携協定をしている奈良大学の技術協力で、無料でレーザースキャナを使用したので、これに関して、実測図作成のための作業員賃金を必要としなかったことから、賃金の支出の減となったとの答弁がありました。

観光文化交流館運営費で、平群町子ども読書活動推進計画を策定をして5年になるが、検証してまた次へ大きく拡大していくことになると思うが、教育長はどのように考えているのかただされ、25年度から今年度まで5年間の計画期間を迎え、今後の予定として、この5年間の成果と課題を明らかにし、次の段階に進んでいくことで、新たに計画を策定するのではなくて、基本的に、今後の示す方向はこの計画をベースに、次の段階、次の5年に向けて、今後の少子・高齢化に向けて、子どもたちがどのように育っていくのか、子どもたちの育ちをどのように支えていくのかを明らかにしていきたいとの答弁がありました。

デイジー図書の必要性と朝の読書活動に係る各小中学校の実施状況についてただされ、デイジー図書とは、活字媒体でつくられた本をさまざまな障害、け

が、病気、いろいろな原因により読むことができない子どもたちのためにつくられた国際基準に基づく資料である。子どもに対する効果は非常に大きなものが報告されているので、積極的に取り組んで研究を進めていきたい。そして、どんな子どもにでも読むことができる環境をつくりたいと思っている。また、朝の読書活動については、学校司書と連携をとり、報告を受けている。小学校は全ての小学校で実施している。中学校も実施していたが、今は一旦休んでいる状況であるとの答弁がありました。

公債費。

公債費の一時借入金で6万7,463円がどのような状況での一時借入金かただされ、支払賃金に不足が生じた場合に一時借入れを行い、各金融機関に金利の提案を受けて、一番低い金利の金融機関に一時借入れを行ったとの答弁がありました。

いつの時期にどれだけ借りたのかただされ、28年度は29年3月17日に3億円の借入れを行い、借入れ先は南都銀行で、利息は0.108%で、借入れを返済したのは、年度末の29年5月31日であったとの答弁がありました。

今年度はどうなのかただされ、現在、一時借入れは行っていない。今後、高額な支払いも予想されるので、入ってくるお金と出ていくお金の情勢をしっかりと見て、資金不足に陥らないようにしていきたいとの答弁がありました。

続きまして、歳入全般について。

個人住民税の当初予算と前年度比較では500万円近く減っているが、当初予算より790万円ふえた理由についてただされ、個人住民税の増であり、退職所得分でプラスになっているとの答弁がありました。

固定資産税で、土地は減っているのに全体として3,600万円調定額がふえた理由についてただされ、固定資産税の増収分で、新築家屋とイオンビッグの店舗、中央信用金庫の建物で増収があった。また、その償却資産として太陽光発電施設の増収であるとの答弁がありました。

農地に太陽光を設置した場合の固定資産税は相当上がるのかただされ、償却資産となり、固定資産税は農地で評価されているが、太陽光を設置した場合は雑種地で課税となるとの答弁がありました。

町税の滞納について、個人住民税で21年度に4,000万円あったものが28年度決算では844万7,000円、固定資産税も21年に7,300万円あったものが2,000万円まで減り、21年度当時、特定土地を除けば1億1,600万ぐらいあったのが3,000万円まで減っているが、これだけ滞納が減っている要因についてただされ、差し押さえ件数は28年度94件で、

件数もかなり減ってきている状況であり、その要因は、滞納すれば差し押さえされるといことが住民の中にも浸透しているものと考えている。納税の意欲を持っている住民がふえてきたと判断をしているとの答弁がありました。

株式等譲渡所得割交付金で、27年度は予算900万円で、決算が2,655万7,000円で、28年度決算では予算が3,400万円で、決算が956万1,000円、全く反対になっていることについてただされ、28年度決算の株式譲渡割交付金や配当割交付金の予算割れが決算に大きく影響を及ぼしている。それぞれの交付金については年1回の交付であり、3月の中ごろに交付されるものである。28年度の予算を編成するに当たっては、26年度の決算を見て、ほぼ同額もしくは国の地財計画、県の税務課の数字から170%の伸びで積算をした。アベノミクス、リーマンショック以降の大企業を中心とした株式の配当と26年度決算からの伸びを見た結果、奈良県での実際はこのようになったとの答弁がありました。

地方交付税について、臨時財政対策債も含めた交付税総額は24億3,850万2,000円で、27年度と比べると9,000万円ほど減少しているが、当初予算より8,849万増加した要因、人口減少がどのように交付税に反映されているかについてただされ、当初予算を編成する際には、国の地財計画にあるマイナス0.2%、27年度、28年度の比較をもつての編成であった。また、人口については、人口減少対策費が27年度にいわゆる地方創生を推進するために創設された人口減少に係る対策費であり、当初は取り組みの必要度が高いところが多く交付され、交付年次は5年とされており、年を追うごとに取り組みの必要度から達成度とその交付の割合を移していくようなイメージでつくられたものである。この費用において28年度は、平群町では、1億6,200万円である。27年度も同額程度で1億6,300万円で、取り組みの必要度的には27年度、28年度の人口減少対策費ではほぼ同額を需要額として算入されているとの答弁がありました。

学童保育の負担金で、昨年、町長から条例改正が出されて、学童保育料を引き下げられたことで、予算は434万4,000円下げて計上されたが、決算555万1,000円で、子どもの入所者がふえたということになるが、引き下げた分は結局幾ら影響があったのか、引き下げなかったら幾らだったのかただされ、6月からの適用で、その当時の補正予算として、当時入所している方をベースに減額が見込まれるため、減額で補正予算を行った。それ以降、5月の入所者と6月の入所者を比較すると、3,000円の基準額で129名から130名、7月では141名と、入所者が増加したことなどにより、最終的には予算並みの収入となったとの答弁がありました。

国庫補助金の子ども・子育て支援交付金で608万4,000円、学童保育、放課後児童健全育成事業から制度の変更で増額したのは学童の子どもがふえたことが理由かただされ、これは当初予算ベースで予算を組んで、概算交付で補助金を受け取り、入所者が増加することも含めて、結果として同額になったとの答弁がありました。

財産売却収入の土地売却収入で不執行になった理由と公売の経緯についてただされ、当初予算で5,700万円計上していた用地は、平群駅の線路から東側の旧平群幼稚園の臨時駐車場に活用していた土地である。今、オークションにかけ、公売に対する物件としては3筆になっている。年度途中で紆余曲折があったが、1回公売にかけたが、結果的には不落であった。また、公売の経緯については当初予算5,700万円の物件が公売に付してから以降で文化センターの構想や、それに派生するさまざまな公共施設の集約化の話もあり、計画がある程度固まるまで、公的な利用も含めて、公売は今のところ見合わせているのが現状である。若葉台地内の町有地は、今、積極的に売却について取り組んでいるのが現状であるとの答弁がありました。

地方債の発行に対する考え方についてただされ、償還する元金を超えることのないように予算編成方針等では徹底しているが、道路事業を初め、駅周事業、防災の森事業等の財政需要が重なっているのも事実である。小規模の金額、何百万円の事業については、財源こそ地方債頼みになるのはいたし方ないが、償還期間の工夫をして、全て20年償還で安易に借りることなく、少額のものであれば、5年償還か10年償還で、なるべく支払利息が後年度の負担にならないように努めたとの答弁がありました。

討論では、まず、今回認定に付された決算については、当初予算は否決になり、最終的に肉づけ予算、骨格予算を専決処分して、その後、議会でも承認した。もともと5億円以上の莫大な歳入不足の予算編成のもとで、財政が大変だということで、平群町の大きな財産だった平群町独自の福祉施策を切り捨て、住民負担を極端に一気にふやしたことで、今の人口減少や、特に年少人口が10.7%まで落ち込むことになった。その結果、町税収入も落ち込むことが非常に大きな原因であったと当初予算のときも指摘した。その方向を変えることが、本来、予算編成に必要なわけであるが、そうでなかったことから当初予算には反対した。しかし、その当初予算が否決され、その後、最終的に4月20日の臨時議会で肉づけ予算が可決されると、その可決された理由も、基本的にこの間、引き下げてきた中で、学童保育についてだけであったが、条例も変更して4,000円を3,000円に、3,000円を2,000円に、その後、第三子については無料にするという、この間の町長の姿勢から言えば、私たち

が主張していた方向で見直しされたということである。その予算をベースに今回の決算があるわけである。全般的に非常に不満の多い内容であるが、既にそういう経過の中で予算が執行され、大変な赤字になったという残念な結果ではあったが、今回の決算認定についてはあえて反対せずに賛成するとの討論がありました。

また、平成28年度予算では2億6,000万円余りの未確定財源を計上した予算であったが、最終決算で実質収支は1億7,565万8,000円の黒字となり、実質単年度収支は2億7,175万5,000円の赤字決算となった。その主な要因として、歳入においては、財政調整基金の繰入金増加等や、国県支出金や町債の発行額が増加したこと等によるもので、今後も町税はもとより、各種分担金や負担金等の歳入確保と未収金発生防止及び徴収体制に一層の努力が求められる。

一方、歳出面では、全予算額に対する執行率が92.6%で不用額は3億4,026万8,000円と、各種事業の経済的・効率的な執行と経費削減によるものとする。また、厳しい財政状況が続く中ではあるが、28年度においても住民生活を守るため、最大効果を上げるよう努力されたことを高く評価をする。特に、課題である人口問題を初め、地方創生の観点から、若者世代の定住促進を初め、子育て支援事業の目玉政策として、子ども医療費助成を高校3年生卒業まで拡充するなど、さまざまな事業に取り組み、限られた財源の中で最大限の努力をされ、執行された。今後も、本町の自主財源の根幹である町税に大きな伸びが見込めない中、引き続き、厳しい財政運営が必要とされるが、さまざまな観点から検証し、限りある財源の中で、今後とも各事業の効果的な予算執行を求め、28年度平群町一般会計決算認定については賛成するとの討論がありました。

さらに、28年度一般会計決算概要として、中央公民館と観光文化交流館などの複合施設として、(仮称)文化センター・図書館建設に係る基本計画策定業務、防災体制の充実として、総合スポーツセンターに防災拠点施設の整備、太陽光パネル等の再生可能エネルギーを5カ所の公共施設に設置、特定管理廃棄物の焼却灰を撤去、主要幹線道路の整備として「川原路線」、「平群駅前路線」の一部用地買収、ALTを中学校及び3小学校と両こども園に派遣。最終年度の平群駅周辺整備事業費を平群駅西土地区画整理組合へ繰り出した。また、高校3年生までの入・通院の医療費助成の実施、情報教育推進として、小中学校のパソコン259台更新等を実施された。また、入札業務においては、経費節減のために最低限度価格を設定し、競争原理を基本として執行された。監査委員は、「平群町では、大きな自主財源の確保は難しいため費用対効果が重要

である」との報告のように、今後は、より厳しい財政運営とあり、予算執行に当たっては、より一層の精査と、不用額の安易な流用は慎むべきである。実質単年度収支が2億7,000万円の赤字となり、厳しい財政運営となったが、住民にとって安心・安全なまちづくりに取り組まれた予算執行を評価し、28年度一般会計決算認定には賛成するとの討論がありました。

審査の結果、認定第1号は、全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

認定第2号 平成28年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額1,696万7,315円、歳出総額2,459万8,139円で、歳入歳出差し引き763万824円の赤字決算となっています。

審査の結果、認定第2号は全員異議なく認定すべきものと決定をいたしました。

認定第3号 平成28年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額27億7,499万8,942円、歳出総額29億8,944万4,250円で、歳入歳出差し引き1億1,444万5,308円の赤字となり、実質単年度収支は8,769万3,510円の赤字決算となっています。

質疑では、例年、概算でもらって精算後に国・県へ精算金を返還しており、今年度は3,511万1,000円返還するが、昨年度は逆に平群町に還付があった。前期高齢者交付金のように、2年前の精算があるものを除いて、全部計算すれば実際の金額がわかるので、還付と精算を加味して計算すると、昨年場合は8,000万円の単年度赤字であったが、1億2,170万円で、計算上は赤字となるが間違いなのかとただされ、28年度分を29年度で精算、補正予算で3,500万円程度と説明し、27年度ベースで28年度の国庫負担金の概算払いで28年度は27年度に比べ、医療費の伸びが低くなったことで返還金が大きくなったものであり、単年度収支でしか把握できていないとの答弁がありました。

今後の予想をする場合、簡単に足りないから国保税を上げるやり方で、大変な住民負担をせざるを得ない状況になっているので、データをきっちり分析すべきであると思うが、町の考えをただされ、医療費の動向を見る場合、国から来る計算式を正確に把握し、国庫34%、国・県調整交付金も9%と出ているのか。また、調整交付金は調整であるので、正確に出ているかわからないが、正しく検証してデータを蓄積し、住民に説明するときは、データから見通しで

説明する必要があるとの答弁がありました。

広域化を目前にして本町の基金がゼロであるが、ここに至るまでの基金の現状についてただされ、20年度以降、黒字財政が続き、22年度に6,000万円、23年度に1億5,000万円、24年度、25年度には1億9,000万円の基金の残高に膨らむことになった。それ以降、25年度より単年度収支が赤字に転じたことから、基金を取り崩して27年度には医療費の伸びがかなりあったので、基金は全額取り崩しているとの答弁がありました。

基金の説明の中で、会計上は25年度から赤字となったが、24年度の事務ミスで25年度における返還による赤字であり、剰余金3億7,000万円となっているが、国保の最大の剰余金は実質2億6,000万円程度であり、誤解を招く。25年度から27年度まで3年間の実質単年度収支が赤字となったが、正しくは25年度2,000万円程度の黒字であり、誤解を与えるので、正確に記載すべきであるとただされ、公に出てくるものは決算書であり、決算の数字は変えられないので、内容については説明していきたいとの答弁があった。

基金について、28年度決算で基金がゼロの状況の中、今後、広域化を迎え、この現状をどのように受けとめているのかただされ、奈良県は他の県と違って、医療費水準を見ない形をとっている。6年をめどに全県1人当たり同じ負担になることを目指して動いている。県下39市町村は財政状況も違い、所得状況も違う中で、一つにしていくのはかなり難しいものになる。現時点で示しているのは大枠で、詳細は未定であるとの答弁がありました。

特定健診で、人間ドック、脳ドック、がんドックの28年度特定健診の実績についてただされ、人間ドック、脳ドック、がんドックの件数は合計617件で、27年度は564件で若干ふえている。特定健診で10月の法定報告をもって決定となるが、受診率は46.3%で、市町で2位、県下では5位となっており、今後も受診率の向上に向けて努力していきたいとの答弁がありました。

審査の結果、認定第3号は全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。
続きまして

認定第4号 平成28年度平群町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額5億6,628万7,225円、歳出総額5億6,253万7,385円で、歳入歳出差し引き374万9,840万円の黒字で、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は87万7,840円の黒字決算となっています。

質疑では、28年度の加入件数と人口についてただされ、29年度7月末現

在の加入件数は3,784件で、人口は9,145人になっているとの答弁がありました。

下水道の公営企業化に向けた普及率の基準についてただされ、普及率に依拠するような基準はないが、独立採算が可能になるには、加入件数や普及率よりも公共下水を利用される方の使用料が、利用者が納得できる可能なレベルがあり、少な過ぎると独立採算は無理で、普及率が100%としても、使用料が安いと収支均衡しないことになり、80%を超えたぐらいからしっかりと議論していかないといけないとの答弁がありました。

下水道計画区域の見直しも視野に入れながら公営企業化を考えなければいけないと思うが、町の見解をただされ、個別の合併浄化槽事業も平群町でしているので、投資効率を考えながら、今後は公営企業会計になるので、将来的な財政見通しも立てる中で大幅な計画区域の見直しも必要になってくるとの答弁がありました。

審査の結果、認定第4号は全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

認定第5号 平成28年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額3,532万1,228円、歳出総額3,532万1,228円で、歳入歳出差し引きゼロ円となっています。

質疑では、加入件数は年1件か2件しかふえていないが、今の加入戸数とふえない理由についてただされ、現在の対象件数は90件、現在の加入戸数は57件、接続率は63.3%である。また、啓発活動として戸別訪問で聞き取りをする中で、要因として考えられるのは、くみ取り式や、また敷地面積が広いので、工事費の負担が大きいというのが一番の要因と考えているとの答弁がありました。

審査の結果、認定第5号は全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

続いて

認定第6号 平成28年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額6,289万2,253円、歳出総額6,286万5,734円で、歳入歳出差し引き2万6,519円の黒字決算となっています。

質疑では、アレルギー児童・生徒に一部代替食を提供しているが、何件の提供と、全国的に事故が発生したが、平群町の状況についてただされ、アレルギー症状所有者は、実人数が28人、25種類のアレルギー物質に対してである。複数のアレルギーを1人でお持ちの方もおられ、アレルギー症状所有者は延べ66人である。アレルギーの代替食は牛乳成分、卵成分、二つのアレルギー物

質に対応している。牛乳成分でアレルギーのある方は8人。その方に対しては、野菜ジュースや豆乳で対応している。卵成分に関しては、パンの中に一部卵成分が入っているので、卵抜きパンを提供している。アレルギー事故の防止策としては、学校と保護者とのやりとりを綿密にすることで対応しており、事故は起きていないとの答弁がありました。

地元産野菜の使用実績についてただされ、28年度は17品目の野菜で2,230キロ納めていただき、これは全野菜に対しての割合は10.65%であり、27年については24品目、3,575キロ、使用率は22.69%であった。28年度は、9月から6農家からの納入が落ちたことが原因で使用実績が下がった。今後とも、各農家との連絡、調整を密に行い、町も調整しながらやっていきたいとの答弁がありました。

学校給食に地産地消の食材を提供する一つとして、平群道の駅の売れ筋ナンバーワンのおかず味噌を活用してはどうかと提案したが、その取り組みと29年度の展望についてただされ、現時点ではまずおかず味噌の導入には至っていない。ことしの11月、学校給食の中に取り入れるという考え方でいる。通常味噌は、去年の9月から順次使用して、約50キロ使用している。平群の味噌に関しては、積極的に給食に使用していきたいとの答弁がありました。

学校給食におかず味噌を11月から本当にスムーズに取り組めるのかただされ、加熱するというハードルもあり、おかず味噌をそのまま給食で使用することができなかったことから、学校給食での使用には至らなかったが、品質と味を落とさないように給食センターで研究をした結果、今回給食に出せる運びとなった。今後も、おかず味噌や普通の味噌を使った給食のおかずを提供できるように研究を重ねていきたいとの答弁がありました。

子育ての観点から、子育て支援奈良県ナンバーワンということを実際に言うのであれば、給食費を無料にすることも考えていくべきではないかただされ、全国的に見ても少数であるが、給食費を無料にしている自治体もあるのは認識しているが、財政的な負担は大きくなるので、貴重な御意見として受けとめたいとの答弁がありました。

審査の結果、認定第6号は全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

次に

認定第7号 平成28年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、保険事業勘定では歳入総額17億8,485万5,394円、歳出総額17億1,149万9,438円で、歳入歳出差し引き7,335万5,956円の黒字決算となっています。

質疑では、計画での給付が18億6,692万4,000円。それに対して、決算で実績15億7,115万4,000円、計画に対する実績は84.6%、金額は2億9,577万1,000円で、約3億円の乖離の要因は何かただされ、28年度の計画と実績の乖離は2億9,577万1,000円で、国のワークシートを活用して一定のサービス利用数、利用者の数を見込んで、どれだけのサービスを限度額まで使うことを想定しながら積算をしている。しかし、28年度で見ると、認定者が1,167人ぐらいに対して859人程度しかサービス受給していない状況であり、認定に対してサービスの受給率が低いことになった。受給率は73.6%で、実際にサービスを利用している方はおおむね7割強程度となっている。執行率としては計画より下回る結果になっているのではないかと見ている。また、27年度の8月に制度の改正があり、それで利用者の負担が1割から2割上がったとか、食費や居住費の見直しがあったのも原因の一つではないかと考えているとの答弁がありました。

第6期3年間の給付総額は47億9,583万2,000円、3年総額で56億6,909万5,000円、実施率は84.6%で8億7,326万3,000円も下がる。この3年間の乖離をどのように見ているのかただされ、認定率が計画より低く、また1人当たりのサービス利用額が低かったことが主な要因であるとの答弁がありました。

第6期にふえた基金を7期に生かすとするならば、予測では基金2億7,000万円残るとして、5,000万円を残して2億2,000万円、全部第7期の計画に入れることでよいのかただされ、介護保険策定委員会の中で十分議論していただくと考えているとの答弁がありました。

討論では、この決算のもとになっている当初予算の審議で、当時の第6期初年度の決算見込みから保険料の引き下げ、特に40%にも上る大幅な引き上げになった所得階層の引き下げを強く求めた。しかし、町長がそれを拒否したため、保険料の設定に問題があったことは大幅な黒字からも明らか。保険料の是正をしないのは、1号被保険者に対する背信行為、このように指摘して予算に反対した。今回の決算で剰余金が2億7,000万円になったことは改めて証明している。町当局がどのように弁明しようと、決算数字から明白である。給付費総額の実績が計画の84.6%は異常である。6期計画全体で保険料2億4,000万円も取り過ぎたということになる結果は、計画そのものに欠陥があるとしか言えない。その欠陥のある計画に基づいた保険料は、本来、今すぐにも改善するのが行政の責務である。しかし、町当局はその姿勢が全くなく、またこの結果を是としている。いずれにしても、本決算は間違った計画に基づいて被保険者に必要以上の保険料負担を押しつけた予算編成の結果であるた

め、この認定には反対するとの討論がありました。

一方、本町の介護保険事業は、加入者が保険料を出し合い、介護を必要とする状態になっても安心して生活が送れるように、施設介護サービス、居宅介護サービス、地域密着型介護サービスなどや介護予防サービスが利用でき、お互いがお互いを助け合う相互扶助の精神をもって運営されている。さまざまな介護サービスの利用費の保険給付費は出来高払いで、利用者の目的を達成している。介護保険給付費準備基金も2億5,000万円と、今後、介護保険の運営は財政的に安定した決算となっている等进行评估し、28年度介護保険特別会計決算認定には賛成するとの討論がありました。

採決の結果、賛成多数により認定第7号は認定すべきものと決定いたしました。

次に

認定第8号 平成28年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額が10万8,000円、歳出総額10万8,000円で、歳入歳出差し引きゼロ円となっています。

審査の結果、認定第8号は全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

認定第9号 平成28年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額3億3,770万4,286円、歳出総額3億3,743万9,386円で、歳入歳出差し引き26万4,900円の黒字となっています。

審査の結果、認定第9号は全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

認定第10号 平成28年度平群町水道事業会計決算の認定について

水道事業における事業内容は、給水件数7,899件、年間総配水量は213万280立方メートルで、有収水量は192万2,356立方メートルとなっています。また、県営水道の受水量は199万2,753立方メートルと、前年度実績より4万1,982立方メートルの増となっています。

決算の状況は、前年度同様税抜きで報告されています。

まず、収益的収支については、営業収益では4億1,114万9,977円で、営業外収益では6,447万7,854円で、収益全体では4億7,562万7,831円となっています。

一方、費用では、営業費用が4億7,638万9,007円、営業外費用で981万407円、費用全体では4億8,619万9,414円で、収支差し引き1,057万1,583円の純損失となり、前年度繰越利益剰余金が2億

4, 163万6, 207円を計上されており、2億3, 106万4, 624円の未処分利益剰余金を翌年度に繰り越すことになっています。

資本的収支については、収入では工事負担金5, 624万7, 520円と企業債1億430万円の合計1億6, 054万7, 520円となっており、資本的支出では、建設改良費として1億8, 814万2, 571円、企業債償還金として1, 982万6, 391円で、合計2億796万8, 962円となり、4, 742万1, 442円の支出超過となっています。これは、損益勘定留保資金をもって補填されています。

討論では、給水件数は7, 899件で、前年度と比較して103件増加し、年間配水量213万立方メートル、年間有収水量192万立方メートルで、有収率90.2%となっている。決算は1, 057万1, 583円の純損失となり、24年度以来4年ぶりの赤字となった。その要因としては、県営水道転換に伴う梨本浄水場や藤城池取水塔の解体工事の測量・設計業務の営業費用が増加したことによるものである。

さらに、29年10月には県営水道100%受水が開始され、解体費用やさらなる設備投資費用が発生する。水道水は住民生活にとって必要不可欠なものであり、清浄にして豊富で、しかも安全で安定した飲料水の供給により、快適な生活が営まれることが求められる。今後は、27年3月に策定した平群町水道ビジョンに基づき、将来の財政負担の軽減を図るなど、施設の効率的な維持管理や事業運営等の改善を行い、これまで以上に経費の削減と効率的な事業運営を図られることを期待して賛成するとの討論がありました。

審査の結果、認定第10号は全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

以上が、当委員会に付託を受けました審査の結果であります。よって、決算審査特別委員会委員長報告といたします。

平成29年9月21日
決算審査特別委員会
委員長 下 中 一 郎

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。御苦勞さまでございました。

3時35分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 3時18分)

再 開 (午後 3時35分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

決算特別委員長より発言を求められておりますので許可します。決算審査特別委員会委員長。

○決算審査特別委員長 (下中一郎)

議長、申しわけございません、貴重な時間で。

委員長報告の中で、数字のちょっと訂正をお願いしたいと思っておりますので、申し上げます。

報告書の12ページ、認定第3号 平成28年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

その見出しの次の行に、「歳出総額29億8,944万」となっておりますのが「28億」ということで、訂正をお願いしたいと思います。

それともう1カ所、同じ項ですねけど、次の13ページ、上から7行目、「国庫34%」とございますけども、これ、「32%」が正解ですので、この部分についても34から32に訂正をお願いしたいと思います。

以上です。

○議 長

それでは、これより順次質疑、討論、採決を行います。

まず、認定第1号 平成28年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。窪君。

○10番

平成28年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定については、賛成の立場で討論をいたします。

平成28年度予算では2億6,000万円余りの未確定財源を計上した予算でありましたが、最終決算では実質収支は1億7,565万8,000円の黒

字となり、実質単年度収支は2億7,175万5,000円の赤字決算となりました。その主な要因として、歳入においては、財政調整基金の繰入金の増加等や国県支出金や町債の発行額が増加したこと等によるもので、今後も町税はもとより、各種分担金や負担金等の歳入確保と未収金発生の防止及び徴収体制に一層の努力が求められます。

一方、歳出面では、清掃センター仮置き焼却灰の処理費用として1億9,095万円を執行いたしました。全予算額に対する執行率が92.6%で不用額が3億4,026万8,000円と、各種事業の経済的・効率的な執行と経費削減によるものと考えられます。また、厳しい財政状況が続く中ではありましたが、28年度においても住民生活を守るため、最大効果を上げるよう努力されたことを高く評価をいたします。

特に、課題である人口問題を初め、地方創生の観点から、若者世代の定住促進を初め、子育て支援事業の目玉政策として子ども医療費助成を高校3年生卒業まで拡充するなど、さまざまな事業に取り組み、限られた財源の中で最大限の努力をされ、執行されました。今後も、本町の自主財源の根幹である町税に大きな伸びが見込めない中、引き続き厳しい財政運営が必要とされますが、さまざまな観点から検証し、限りある財源の中で今後とも各事業の効果的な予算執行を求め、平成28年度平群町一般会計決算認定については賛成をいたします。

○議長

ほかにございませんか。馬本君。

○12番

平成28年度一般会計決算の認定について、賛成討論申し上げます。

平成28年度一般会計決算概要として、老朽化した中央公民館と狭隘な観光文化交流館等の複合施設として、(仮称)文化センター・図書館建設に係る基本計画策定業務、防災体制の充実として、総合スポーツセンターに防災拠点施設の整備、地球環境に優しい太陽光パネル等の再生可能エネルギーを5カ所の公共施設に設置、廃棄物処理法遵守として、特定管理廃棄物の焼却灰を撤去、主要幹線道路の整備として、川原路線、平群駅前路線の一部用地を取得、ALTを中学校及び3小学校と両こども園に派遣、最終年度の平群駅周辺整備事業費を平群駅西土地区画整理組合への繰り出しをされました。消防強化に小型動力ポンプ付軽四消防車を購入、高校3年生までの入院、通院の医療費助成の実施、情報教育推進として、小学校、中学校のパソコン259台の更新などを実施されました。また、入札業務において、経費削減のため、最低限度価格を設定し、競争原理を基本として執行されました。

監査委員は、平群町では、大きな自主財源の確保は難しいため、費用対効果が重要であるとの報告のあるように、今後はより厳しい財政運営となり、予算執行に当たっては、より一層の精査と不用額の安易な流用を慎むべきであると思います。実質単年度収支が2億7,000万円の赤字となり、厳しい財政運営となりましたが、住民にとって安心・安全なまちづくりに取り組まれた予算執行を評価し、平成28年度一般会計決算の認定については賛成をいたします。

以上です。

○議 長

ほか、ございませんか。山口君。

○7 番

28年度の一般会計決算についてはですね、決算審査特別委員会でも討論の中で発言しましたがけれども、もともと28年度の当初予算については本会議で否決をされ、その後、骨格予算、その後、肉づけ予算ということで、最終的には4月20日の臨時議会で可決すると。その中で、反対理由に上げてた一部、特に学童保育の保育料についてですね、町長が、私どもは以前のようにですね、できるだけ安く、ほかの町と差をつけてですね、子育て支援、県下ナンバーワンと言っておられるわけですから、それに見合うようなものにしていただきたいという要望も出していたわけですが、その一部を認められて、当時4,000円だった第一子を3,000円に、第二子を2,000円に、第三子はゼロ円にということで引き下げがされました。そのことを重く見てですね、最終的には、4月20日の臨時議会では、この肉づけ予算にですね、私ども日本共産党議員団も賛成をいたしました。

その後、補正予算等ありますけれども、基本的にはそのラインで決算が行われた。細かい点を言えばいろいろ言いたいことはありますけれども、そういう流れの中で今回の決算になったということで、そういう意味でこの決算にはあえて反対しないということで、賛成するというところで討論とさせていただきます。

以上です。

○議 長

ほかにごございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第1号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については委員長の報告どおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告どおり認定することに決定されました。

続きまして、認定第2号 平成28年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第2号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については委員長の報告どおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告どおり認定することに決定いたしました。

続きまして、認定第3号 平成28年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。
これより認定第3号について採決を行います。
本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については委員長の報告どおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告どおり認定することに決定しました。

続きまして、認定第4号 平成28年度平群町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。
これより認定第4号について採決を行います。
本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については委員長の報告どおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告どおり認定することに決定しました。

続きまして、認定第5号 平成28年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第5号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については委員長の報告どおり認定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告どおり認定することに決定しました。

続きまして、認定第6号 平成28年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第6号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については委員長の報告どおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告どおり認定することに決定しました。

続きまして、認定第7号 平成28年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。山口君。

○7番

平成28年度の介護保険特別会計の決算の認定については反対をいたします。

この決算のもとになっている当初予算の審議で、私どもは、当時の第6期初年度の決算見込みなどから、保険料の引き下げを強く求めました。特に、40%にも上る大幅な引き上げになった所得階層の引き下げを強く求めました。しかし、町長はそれを拒否したためですね、保険料の設定に問題があったことは大幅な黒字からも明らかと。保険料の是正をしないのは、1号被保険者に対する背信行為、このように私どもは指摘して予算案に反対しました。

今回の決算で、剰余金が2億7,000万円にもなったこと、このことは、この予算審査の中での、私ども日本共産党の主張が正しかったことを改めて証明しました。このことは、町当局がどのように弁明しようと、決算の数字から明白です。特別委員会の質疑の中でも明らかになりましたけれども、給付費総

額の実績が、もともと介護保険の第6期計画の84.6%というそういう数字というのは本当に異常です。また、6期計画全体で保険料を2億4,000万円も取り過ぎたことが決算数字の中から明らかになりました。これは、明らかに計画そのものに欠陥があるということになります。その欠陥のある計画に基づいた保険料、これは今すぐ改善、要するに引き下げるのが行政の責務だと考えます。しかし、町当局はその姿勢が全くありません。また、この結果をよしとしています。

いずれにしても、本決算は、間違った計画に基づいて、1号被保険者に必要以上の保険料負担を押しつけた予算編成の結果であり、この決算認定には反対をいたします。

以上です。

○議 長

ほかにございませんか。馬本君。

○12番

認定第7号 平成28年度介護保険特別会計決算認定について、賛成の討論を申し上げます。

この制度は、少子・高齢化及び核家族化に伴い、家族だけで介護を支えることが困難な時代となり、介護が必要とする状況になっても安心して生活が送れるよう、介護を社会全体で支えることを目的に制度化されました。本町の介護保険事業は、加入者が保険料を出し合い、介護が必要とする状況になっても安心して生活が送れるように、施設介護サービスや居宅介護サービス、地域密着型介護サービスなどや介護予防サービスが利用でき、お互いがお互いを助け合う相互扶助の精神をもって運営されております。さまざまな介護サービスの利用費の保険給付費は出来高払いで利用者の目的を達成をしております。

介護保険給付費準備基金も2億500万と、今後、介護保険の運営は財政的に安定した決算となっているなどを評価し、平成28年度介護保険特別会計決算認定には賛成をいたします。

以上です。

○議 長

ほかにございませんか。よろしいですか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第7号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手多数であります。よって、本案については委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

続きまして、認定第8号 平成28年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第8号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については委員長の報告どおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

続きまして、認定第9号 平成28年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。
これより認定第9号について採決を行います。
本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については委員長の報告どおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告どおり認定することに決定しました。

続きまして、認定第10号 平成28年度平群町水道事業会計決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。
これより認定第10号について採決を行います。
本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については委員長の報告どおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告どおり認定することに決定しました。

続きまして

日程第12 発議第6号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
について

日程第13 請願第2号 平群町国民健康保険税引下げに関する請願書
以上2件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

本案2件については文教厚生委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。文教厚生委員会委員長。

○文教厚生委員長（井戸太郎）

文教厚生委員会委員長報告をさせていただきます。

去る9月5日、平群町議会第4回定例会本会議において文教厚生委員会に付託を受けた発議第6号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、請願第2号 平群町国民健康保険税引下げに関する請願書の2件について、9月11日に当委員会を開催して審査しました。

その審査内容と審査結果を御報告します。

まず、発議第6号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての審査結果を報告いたします。

本条例は、平成29年度の国保税が昨年度より大幅な増税になり、住民に大きな負担増になったため、加入者の負担をできる限り抑える観点から、1回当たりの支払い額を抑制するため、8回の分割払いを12回の分割払いにできるように改正するものです。

主な質疑では、納期の回数を、現状8回であるが、これを12回とした場合のシステム改修費や経費についてただされ、システム改修費は初年度のみで550万円、電算委託料や通信運搬費、各種手数料で年間毎年268万円増加するとの答弁がありました。

納期の回数をふやす旨の住民の方からの申し入れ状況についてただされ、納税相談などで対応しており、12回払いで納めていただいている事例もあるとの答弁がありました。

納期の回数について、他の市町村の状況をただされ、奈良県下では、奈良市、天理市、三郷町、十津川村の4市町村が10期分割払い納付で、その他ほとんどが8期納付である。県外では12期納付の市町村もあるとの答弁がありまし

た。

平成29年度は16人の方が分納されていると聞くが、かかる督促手数料の金額と、誰が負担するのかただされ、納期から20日以内に督促状を発送する。額については、1通につき100円で、世帯主が負担するとの答弁がありました。

討論では、納期をふやすということは一定理解できるが、システム改修やランニングコストが必要で、大きな財政負担になる。今後、このような増税にならないように十分議論し、健全財政を目指すことで対応したいので、本発議には反対するとの討論がありました。

一方、平成29年度の納税額は異常なほどの引き上げで、何とか払おうとしている方に1回分の支払える金額に下げることできちんと納めていただくことが非常に大事であるので、本発議には賛成するとの討論がありました。

採決の結果、賛成少数により、発議第6号は否決すべきものと決定しました。

請願第2号 平群町国民健康保険税引下げに関する請願書について審査結果を報告いたします。

なお、付託審議に先立ち、9月5日に文教厚生委員会を開催し、請願代表者2名の方より議会に出席したい旨、議長に申し出があったことについて協議し、参考人として招致することが決定されましたので、請願代表者2名の方に参考人として出席していただき、本請願に対する意見をお聞きしました。

その付託を受けた審査内容と審査結果を御報告します。

請願の要旨は、平成29年度に前年度から約1.6倍に引き上げられた国民健康保険税の引き下げを求めるものです。

主な質疑では、住民の方の生の声を聞き、どのように感じ、どうしなければいけないと考えたかとただされ、国保財政は、基本、国保の被保険者で賄うもので、今後の広域化に向けて健全財政を目指したい。しかしながら、赤字額が半減したことも事実であるので、住民の方々の声を真摯に受けとめ、今後の国保財政運営に努めていきたい。また、財政調整基金を多く持つ市町村は、一般会計の繰り入れを行っているところもあるが、平群町は財政調整基金がほとんどないので、そういう状況ではないとの答弁がありました。

国保の被保険者の人数についてただされ、平成29年度当初で5,331人、3,127世帯との答弁がありました。

町の健康づくりでの医療費削減についてただされ、健康へぐり21計画をもとに、食や運動、たばこ対策、介護予防、精神保健、生きがいくりの観点でさまざまな計画を立て、住民の方々に協力していただいている。見直しをしつつ、町ぐるみで健康づくりができるよう今後も努めたいとの答弁がありました。

国保決算が終わり、赤字見込みが1億4,000万円少なくなり、前期高齢者交付金が1億円の追加で入ることになった。それでも増税を見直す考えはないかとただされ、平成29年度は赤字にしないという当初の目標で、最悪2億5,000万円、医療費の伸びがあったとしても耐えられるように計画した。しかし、まだ1億円を超える赤字がある中で税額を見直すと無責任な結果になりかねないので、見直しについては考えていないとの答弁がありました。

討論では、医療費の動向を予想するのは非常に難しく、結果として赤字額が少なくなったが、財政調整基金もなく累積赤字がある。国保財政の健全化が最優先であり、いましばらく財政の推移を見ながら、本当に引き下げができるときに改めて議論すべきであるので、本請願には反対するとの討論がありました。

また、奈良県広域化でどのような条件になるのか予想できない現状では、マイナス条件は払拭しておくべき。今より厳しい条件が来た場合、赤字分をさらに上乗せしなければならない。先が読めない現状であるので、本請願には反対するとの討論がありました。

一方、決算で予想より1億4,000万円、半分以下の赤字額になった。また、9月議会で前期高齢者交付金が1億円の追加配分があることが明らかになった。予測が大幅に変われば、それに合わせた形で税額を見直すべきである。高過ぎる国保税を見直してほしいとの住民の請願は切実であるので、本請願には賛成するとの討論がありました。

また、高齢者の方々がわずかな蓄えを食いつぶして破綻状況になりかねない。この状況は異常である。国や県が激変緩和措置を講じ、6年間かけて緩やかに増税しようとしているのに対し、平群町は一挙に引き上げた。当然引き下げるべきであるので、本請願には賛成するとの討論がありました。

採決の結果、賛成少数により、請願第2号は不採択とすべきものと決定しました。

以上が当委員会に付託を受けました議案の審査内容と結果であります。よって、文教厚生委員会委員長報告といたします。

平成29年9月21日
文教厚生委員会
委員長 井戸 太郎

○議長

はい、ありがとうございました。

それでは、これより発議第6号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑に入ります。

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。山本君。

○1 番

発議第6号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論させていただきます。

国民健康保険税が平成29年度より大幅な引き上げが行われたことにより、納税が厳しい状況ではありますが、納税の意欲を持って役場に納付相談に行き、分納の約束を取りつけたにもかかわらず督促状が発せられ、督促手数料が科せられることとなります。その打開策として納期をふやすことは一定理解できます。しかしながら、納期をふやすことにはシステムの改修費、初年度のみで550万円や、ランニングコスト、年間毎年268万円の増加も必要でございます。大きな財政負担となり、ひいては住民の皆さんに負担を強いることとなります。

今後、このような増税にならないように議会においても十分議論し、余力を持った健全財政を目指すことで対応していきたいと考えておりますので、この発議には反対いたします。

○議 長

ほか、ございませんか。稲月君。

○5 番

私は、この条例改正に対しては賛成をする立場で発言をさせていただきます。

少しでも加入者の負担を軽減をするため、8回払いから12回にしていくという当然のことでございます。異常なほどの引き上げをしたという結果の中で払いにくくなるということが生じてくるわけですので、もともと大幅引き上げについては反対をしているところです。

私事ですが、現行私は8回払いで、1回につき6万8,000円の国保税を納付しなければなりません。これが12回になると4万5,000円で済むということになります。それでも、毎月4万5,000円、12回払いで払うというのは大変なんです。しかし、これで2万円ちょっと下がるわけですから助かるわけです。年額にしたら変わりはないわけですが、でも月々の予算を組んでいく上では、非常に家計としては助かる。

この国保税など、税金には払いたい、払えると思えるように、せめてしていくのが納税をしてもらう側の義務ではないのでしょうか。

今、経費が非常にかかる、こういう理由で反対するという討論がありました
が、とにかく経費がかかるといえども、払いやすくする、払ってもらえるよう
にする、こういう努力をするのが税金を徴収する側、徴税者としての努力義務
ではないのでしょうか。こういうことを怠るとするのは、税金の徴収者として
のおごりではないかというふうに私は考えます。

この8回から12回払いにすることに対する条例の改正には賛成をしていき
たいというふうに思っています。

○議 長

ほか、ございませんか。窪君。

○10番

発議第6号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、
反対の立場で討論をさせていただきます。

本発議の内容は、納期を8回から12回に変更を求めるもので、1回当たり
の支払い額が少なくなり、負担が軽減されることも一定理解ができます。しか
し、県下では10回が最多で、12回は実施がされておられません。

また、現在、平群町では、納税が大変厳しい方々の納税相談を受けた場合、
地方税法のもと、8回から12回に変更し、例年10件で、本年は16件の方々
に丁寧な対応をされていることも事実であります。また、納付回数を8回から
12回にふやすことで、システム改修費に係る初期経費が550万円、ランニ
ングコストが8回の場合は年間206万円ですが、12回に変更することで4
75万円かかり、現行との差額が268万円の増加となり、初年度経費は81
8万円と、財政負担が増大をいたします。

平成28年度国保会計決算においても累積赤字が1億1,400万円と、ま
だまだ厳しい財政状況のため、今後も納税が厳しい方々には、地方税法に基づ
き、丁寧に対応をしていただくことを求めて、本発議には反対をいたします。

○議 長

ほか、ございませんか。山口君。

○7番

本発議には賛成の立場で討論いたします。

いろいろ言われてますけども、基本的に平群町はこの間、国保税だけじゃな
いですが、ペイジーとかコンビニ払い、手数料が高くてでもですね、そう
いう住民の皆さんが払いやすいということで進めてきたわけですね。そうい
う立場で言えば、先ほど稲月議員から討論あったようにですね、住民の立場で
払いやすい、そういう方向でやるべきだというふうに思うんですね。たとえこ
の発議が否決になったとしても、たとえですよ、これは条例ですから、通れば

町はしなければならなくなる、町長が再議にかければ別ですけれども。いずれにしてもね、12回払いであろうと8回払いであろうと10回払いであろうと、住民が払いやすくするというのは、私は金額の多寡にかかわらず、そういう方向にできるだけ持っていくべきだと思うんです。

いろんな事情はあるんでしょう、そのことも聞いていますけれども、そういうことと言えば、基本的に町の方からですね、今、提案の中にもありましたけれども、基本的に12回に分納してもらった場合に、手数料というか、別にお金がかかると。じゃあそういうものをなくしていく努力を町がするとか。相談があれば全部、12回でも10回でも、町の方が受け付けますよと、やっぱりそういう方向に持っていくということが大事だと思うんですね。

そういう意味で言えば、この条例についてはですね、12回にする、また奈良県でほか、どこもやってないというのは、私は非常に平群町の、またこれも一つの売りになるというふうに思いますので、その点についてもですね、こういう思い切ったことを私はやった方がいい。住民にとってもその方が払いやすくなるということであれば、当然進んで、少々経費かかっても、最終的にはその経費は住民のプラスになるというふうに思いますので、この議案については賛成いたします。

以上です。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより発議第6号について採決を行います。

本案に対する委員長報告は否決であります。したがって、原案について採決いたします。

発議第6号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手少数であります。よって、発議第6号 平群町国民健康保険税条例の一

部を改正する条例については否決されました。

続きまして、請願第2号 平群町国民健康保険税引下げに関する請願書の委員長報告に対する質疑に入ります。山口君。

○7 番

2点ほど、これは当局に質問します。

今回、住民の皆さんから出された請願は、加入者、住民にとってですね、余りにも大き過ぎる、高過ぎる国保税を少しでも引き下げてほしい。そのことと、それから、ことし1月の住民説明会で町長が、28年度末までの赤字はそのまんまにして、今年度、平成29年度単年度収支を赤字にしないための増税、このような内容の説明を住民にされました。これを根拠にですね、それをするためには1.6倍、当時で2億5,000万円の増税が必要だということでした。しかしですね、5月31日に出納閉鎖が終わり、6月の時点では大体わかってたわけですがけれども、今度の決算で2億5,000万円程度の赤字見込みが、28年度末、結果として1億1,444万円という、こういうことになったわけですね。このことについての説明も求められておられるわけですが、今回の請願はね。

きょうの本会議に傍聴者も来られてますけれども、そこで改めて町長にお聞きするんですが、国保税を今年度1.6倍、総額で2億5,000万円、加入者は相当減ってるんで、実際には2億ちょっとになってますけれども、当初予算では2億3,600万の、前年度比では上げてるということなんで、大体2億5,000万の総額、値上げをするということでしたけど、いずれにしても、今年度増税額の根拠が崩れたと。それにもかかわらず、1月の住民説明会での説明のままにしてですね、28年度の決算の結果を踏まえた説明を住民にはされていませんけれども、まずそれはどうしてなのでしょう。

それからですね、また赤字が予測の半分以下になる、このことが確定した時点で、増税幅を縮小した料率に改正することは全く考えなかったのかどうか、この2点について、まず町長にお伺いいたします。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

ただいまの山口議員の質問にお答えさせていただきます。

確かにですね、1月の時点の住民説明会ではですね、29年度に赤字を出さないという方向での税率改正をご提案させていただきました。それで、28年度の決算が出たのは、御存じのとおり5月末でございます。その中でですね、3月もございましたし、そして6月もございました。その中で、3月の時点で

したらですね、やはり医療費の伸びが上がったり下がったりというところもございいますので、正式な答えもできなかつたということもございいます。

それと、加入者がこれだけ減っていくということについては想定もできなかつたということは、ちょっと今、ここで述べさせてもらいたいと思います。当然ですね、人口が減っている。そして、社会保険の適用拡大とか、いろんなことがございましたけども、これだけの被保険者の数が減つたということについて、ちょっと予測もできなかつたということでこういう形になったと思います。

それと、確かに根拠が崩れたということでございいますけども、今現在、国保の財政の安定化のためにですね、当然今でもですね、1億1,400万の赤字がございいます。その分も含めてですね、今後の健全財政のために維持をしていくためにですね、広域化も含めましてあるということで、今現在、改正ということについては考えておりませんでした。

以上です。

○議 長

山口君。

○7 番

まあまあ課長の答弁はそんでええです。いや、町長に聞きますけど、1月の住民説明会で説明されたバックデータが変わつたわけですよ。その後、住民説明会開かれましたか。住民に説明しましたか。議会で説明したからいいということにはならんでしょう。わざわざ住民説明会、去年の11月の時点から値上げの話が出て、相当な大幅な値上げになるで、当初、3億という話でしたから、総額で。大幅な値上げになるんで、住民にしっかり説明させていただいて、12月議会には提出せずに3月議会に提出する、こういう流れでした。議会での説明ではね。

そうであれば、1月に住民説明会して、そのときの前提条件が変わつたわけですから、当然、変わった上で3月議会で既に通つてしまつてますけれども、納付は7月からでしたから、6月からでも訂正できたわけです。それをせずに、また住民にも説明しなかつた。なぜしなかつたのかという、今、最初の質問はそういうことなんです。前段の方の答弁は今の課長ので結構です。でも、後のことについては町長以外答えられませんよ。

○議 長

はい、町長。

○町 長

住民説明につきましてはですね、11月の住民説明会で、この平成28年度の決算を受けた上でさらにこの保険税を維持していく理由についても11月の

住民説明会で説明してまいりたいと、このように考えております。

○議 長

山口君。

○7 番

もう既に上げて収納してるわけですから、今から返せと言うわけにもいかなからそういう言い方されるんでしょうけど、機会はあったと思うんですよ。3月に上げた後であっても、5月31日に出納閉鎖した後ですね、6月議会終わってからでも、本来ならその前にすべきだと思いますが、時間ないでしょうから、そういう点ではね、私はそこに住民の皆さんも不信を持っておられるということは指摘しておきます。これ以上聞いても同じことになります。

それからもう1点聞きますけれども、これちょっと数字言うからゆっくり言いますね。まず、28年度の決算の確定で、今年度の収支予測が大きく変わりました。今議会の私の一般質問、ここです、現時点での今年度の収支見込みについて、担当課長からですね、単年度7,500万円の黒字予測との答弁でした。これは、6月8,000万と言いましたけれども、その後、変化があって、現時点ですから、9月の時点で7,500万円の黒字予測との答弁でした。これ、予備費入ってませんから、予備費なんて基本的に使わない。いつもなら大体500万までの予備費が今年度はどういうわけか2,000万、当初予算に入ってますからね、これも足せば9,500万円の、現時点では黒字予測、これも一般質問の中で担当課長は認めました。

この予測でいけばですね、今年度末の累積収支、これは1億1,400万の昨年度末の赤字ですね、そこから9,500万円を引けばええわけです。その差は1,900万円になります。1,900万円の、今の予測でいけば、29年度末、平成30年3月31日現在の国保会計の収支は1,900万円の赤字、こういうことに今の予測ではなるわけですね。町長が住民の皆さんに説明した今年度、29年度末の収支予測は2億5,000万円でした。これとの差は2億3,100万円よくなってるわけですね。いいことなんでしょうけども。

そこでもう一つ。では、増税を全くしなかった場合、どういう予測になるのか。現時点での今年度の収支予測は、さっきも言いましたように、国保税の予算上の増収、2億3,800万円。予算上の増収というのは、さっきちょっと出ましたけど、人数が減ったということなんで、それで変わってきてますけども、2億3,800万円だったわけです。今年度、1.6倍に上げたら、予算上は2億3,800万円の歳入がふえるということやったわけですが、こっから黒字予測9,500万円、これを引いた分、増税を全くしなかった場合ですね。だから、増税をしなかった場合は、この増える2億3,800万円が入

らないわけですから、そこから9,500万円を引いた1億4,300万円が赤字になるということなんですね、単年度収支で言えば。だから、今年度、増税をしなかった場合の今年度見込みは1億4,300万円の赤字になると。それと、昨年度の赤字1億1,400万。合わせた額は2億5,700万なんです。だから、全く増税しなくても広域に移る、県単位化に移る、平成30年4月1日の時点、前の3月31日の時点で2億5,700万円の平群町の国保会計は赤字ということになる。もともと2億5,000万円の赤字をそのままにしておっしゃってたんだから、たった700万円の差しかないということがこのことからわかります。極端に言えば、今年度、増税しなかったとしても、29年度末の赤字が、町長が住民の皆さんに説明した金額より700万円超えるだけだと、こういうことになります。

また一方ですらね、28年度までの赤字をそのままに、今年度は赤字にしない、このようにもおっしゃいました。じゃあこっちだけをとるとどういうことになるかというね、今年度収支をとんとんでよいということをおっしゃってるわけです。とんとんにするために2億5,000万必要だと、こうおっしゃった。ただ、当初予算上から見ても、言いましたけど、2,000万の予備費があるし、そういうことから言えば、実際はそうではないんですけども、そういうふうにおっしゃったわけですから。ということは、今、9,500万円の今年度値上げした分、9,500万円を引けば、だから2億3,800円増税したけど、sonだけ増税しなくっても、それより9,500万円少ない額で増税していれば、今年度、収支とんとんということに、今の予測ではなるわけですけども、結果として9,500万円、今からでも引き下げられるということなんですよ。もう年度途中であれですけども、こういう計算になるんですけども、この点、これはもう課長で結構ですけども、こういう計算で間違いはないですか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

山口議員のるる説明、今、聞いてたんですけど、ちょっと難しくてわからないんですけども、申しわけないです。

確かにですね、単年度の7,500万円黒字になるであろうという予測、そして予備費の2,000万円ということであればですね、9,500万が浮いてくるという話にはなります。今、議員おっしゃったように、9,500万というのがなかったらとんとんになるという話も、数字上はわからなくてもない話です。ただですね、これについてはですね、あくまでも予測の範囲、推測でし

かありません。

医療費もですね、今のマイナス要素というのも、計算もあくまでも推測の域でございますので、確かに9,500万円が全てそのまま財源がなかってもいけるということにはならないかと思えます。ただ、それはあくまでも、今、現時点での予測の範囲ということで、山口議員もおっしゃっていると思うんですけども、予測ということで御理解いただきたいと思えます。

○議長

山口君。

○7番

もうそんな話、予測は予測、みんな予測ですよ。そんなんやったら、何ぼ上げたってええっていう話になってきてね、じゃあどこを基準にするんだということになるわけですよ。予測であったって、一定予測立てて、それで予算組むわけじゃないですか。それやったら、もう予算組む必要ないやん。大体こんなもんでしょうと言って、高目に設定しておきゃ、全部ええのかということになるわけやんか。収支とんとんでええわけでしょう、基本的には。いや、だから、運営するには、それは基金ある方が運営しやすいからそうするんだけども、そんな今の答弁やったら全然説得力ないですよ。介護保険も国保会計も、さっき山本議員言うたけど、出来高払いやからみんなわからへんねん、誰も。国もわからへん。でも、今度の加入者がどっと減ったというのは予想外に減ったのは、ある意味、わからんでもないけども、それでもできるだけ住民の立場に立って進めるということになれば、これぐらいで平均的なとこをとってこれぐらいになるんだから、できるだけ住民の負担は抑えましょうということを考えてやるのが行政の立場でしょう。そういう意味で質問してんのにやね、みんな不確定やからって言い出したら、そんなんやったら、行政やめた方がええやんか、そんなん。全然責任持たれへんということやんか、会計に。そういうことになりますから、そういう答弁はできるだけやめていただきたい。

そういう計算で間違いはないはずだから、町長は11月の住民説明会でどのように説明されるのか知らんけども、正確に説明してくださいね、基本的に。だって、2億5,000万って誤った情報が、その時点では別に見込みやから誤ってはないでしょうけども、結果として大きく違ったわけですから、そのことは強く申し上げて、これ以上議論しても前へ行きませんので、要ることははっきり言って質問は終わります。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。山本君。

○1 番

請願第2号 平群町国民健康保険税引下げに関する請願書に対しまして、採択できないという立場で討論させていただきます。

請願書にありますように、減税を繰り返した結果が今回の増税に至った大きな原因で、要因ではありますが、もし平成20年の税率改正がなく、黒字あるいは、その黒字に伴う減税がなかったとしても、必要な医療給付に見合う税率にする必要があり、平成29年度においては、現行の税率程度になったと思われます。医療費の動向予想は非常に難しく、結果として赤字額が少なくなりましたが、ただいま山口議員さんからの質疑にもあったように、収支とんとん、それか基金はある方がよいと言われました。しかしながら、我が町にはその財政調整基金も今はなく、累積赤字があるゆえに、今回、増税の変動幅を抑えることができなかったものです。

医療費は出来高払い要素が強く、来年度からの広域化で一層裁量権がなくなるとおられます。今後は、国保財政の健全化が最優先であり、今しばらく財政の推移を見ながら、本当に引き下げができる時が来た場合に、改めてこれは議論するべきであると思いますので、採択には反対いたします。

○議 長

ほか、ございませんか。植田君。

○6 番

請願第2号については、賛成の立場で討論させていただきます。

委員会のときもさせていただきましたが、今、山口議員からの質疑の中にもあったんですが、そもそも1月の住民説明会で、28年度の国保税の決算予測が2億を超える赤字になるんだと。だから、その赤字を置いといても、29年度は絶対に赤字にしないために2億5,000万円の増税を住民にお願いするんだという説明をされてきました。しかしながら、その後、決算が出る中でですね、赤字の幅が予想されてた2億5,000万より1億4,000万円少ない1億1,000万円の赤字の額でおさまったということなんですね。この間、3月議会には、議員提案で、余りにも、2億を超える決算見込みが出てましたけれども、住民の生活を考えるとき、それを丸々住民に負担をさせるというのは余りにもひどいと。払える金額を超えてしまうんだということで、議員から

の発議で修正動議が出されました。これも否決をされて、6月の議会では決算見込みが出て、大幅な、当初、町が説明していた赤字幅が半分以下になったというところの中で、6月議会でも請願、これは賛同署名が約2,000筆集まって、引き下げを求める請願も出されましたし、また条例改正も出されました。これも両方とも否決と不採択という形になったわけですから。

やはり、そもそも町がですね、当初引き上げをする理由として言ってきたことが、大幅にその理由が完全に崩れてしまったと。そして、県下で一番高い国保税になってしまったと。このことは、ある意味、根拠が全く崩れてしまったのであるわけですから、その状況、それから住民の生活を考えたときに、あるいはこういう請願が出てきたということも含めて、これは真摯に受けとめて見直すのが、私は本来、住民に対する誠実な行政運営だというふうに思います。そういう意味では、それをされてこなかったことには非常に腹立たしい思いがあります。

今回、この9月議会でも1億を超える前期高齢者交付金が追加をされて入ってくるということもありますので、そういう意味では、住民の生活を考えたときに、やはり高過ぎる国保税を引き下げるという今回の住民請願は当然の要求だというふうに思いますので、この請願については賛成の立場で討論させていただきます。

以上です。

○議 長

ほか、ございませんか。窪君。

○10番

請願第2号 平群町国民健康保険税引下げに関する請願書については、反対の立場で討論させていただきます。

国保税を可能な限り引き下げしてほしいという内容でございますが、6月議会においても審議をいたしました。国保会計の赤字額が半減したのは、医療費の伸びと被保険者数の減少が要因で、それでもまだ1億1,400万円の累積赤字であり、さらに財政調整基金も全くない現状です。このような現状を招いたのは、平成23年度から26年度に4年連続で減税した結果であります。さらに、医療費の動向は読みにくく、広域化を目前に、未確定な現状のもと、住民の命と健康を守るため、国保財政の安定的な財政運営を行うことが最優先であります。今後の財政状況を見きわめた上で、改めて検討すべきであると考えます。そして、二度と住民の皆様、このような大きな負担と不安を強いることは絶対に許されません。その上に立ち、本請願には反対をいたします。

○議 長

ほか、ございませんか。稲月君。

○ 5 番

私は、請願第2号 平群町国民健康保険税引下げに関する請願書については賛成をする立場で討論をいたします。

請願をされた住民の皆さんは、国民健康保険税を払いたくないというふうに思って請願をされたのでは決してありません。余りに急激な大幅引き上げについては、生活を著しく脅かしていること、このことを理由に、少しでも下げてほしい、少しでも払えるものにしてほしい、こういう切実な思いでこの請願はされております。町が予想していた28年度の赤字額が半額以下になった、1億1,400万円になったというこういうこと、これについては、これまでの説明とは大きく違ってきたこと。この間、今も皆さんがおっしゃっていることですけども、こういうことで、余りにも高額になった国保税を少しでも下げてほしいという中身でございます。

平均1.6倍にも跳ね上がる、この根拠が、この赤字額が半減をしたということで、赤字額が2億5,000万円にもなるという理由で、この分を加入者に全て負担をしていただくと、こういう中身の引き上げ理由でしたが、この根拠が全く崩れてしまった、こういう結果と、今、なっています。こんな大きく見込みが違ってきたのですから、大幅に引き上げたことについては真摯に反省をして、先ほど山口議員からの提案もありましたけれども、説明もなくそのまま放置をされてる。その分、本当に住民の立場を考え、住民の生活を守るという観点があるならば、大きくこれだけ違ってきたのだから、その分、幾ばくか下げていく。そして、住民の皆さんに御理解を得られるようにしていくというのが行政としての責任ではないでしょうか。

本当に生活が困難になるほどの引き上げをしたということの怒りで、この加入者の皆さんたちが苦勞してこういう請願書をつくれ、みんなでこのように、きょうも傍聴に来られておられますけども、時間を割いて傍聴し、何とか引き下げてほしいんやという訴えをされておられる、ここに真摯に応えるべきではないかというふうに思っています。

この請願内容については、当然の願いであり、これについては、本議会としては、当然採択をするべきだというふうに考え、私は賛成をいたします。

○ 議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより請願第2号について採決を行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択であります。請願第2号 平群町国民健康保険税引下げに関する請願書を採択することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議 長

挙手少数であります。よって、請願第2号 平群町国民健康保険税引下げに関する請願書は不採択することに決定しました。

ここで時間延長、午後7時までといたします。

4時55分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 4時40分)

再 開 (午後 4時55分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

日程第14 発議第7号 小中学校におけるプログラミング必修化に対して支援を求める意見書(案)

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは、朗読いたします。

発議第7号

小中学校におけるプログラミング必修化に対して支援を求める意見書(案)
上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

平成29年9月21日

提出者 窪 和 子

賛成者 高 幣 幸 生

小中学校におけるプログラミング必修化に対して支援を求める意見書(案)
インターネットの単なる普及に止まらず、インターネットを活用したIOTの活用分野の拡大、自動車の自動運転をも可能とするAI(人工知能)の開発など、近年におけるIT技術の発展は著しく、「第四次産業革命」とも呼ばれる大きな転換期を迎えている。

新たなニーズに対応し得る人材の確保は世界的にも共通のものとなっており、我が国においてもグローバルに活躍し得る人材を育成する上で、ITスキルの向上は不可欠なものであるが、2016年に経済産業省が発表した資料によると、2015年時点でIT人材不足数は約17万1,000人、2030年には最大で約79万人が不足すると試算されている。

2020年にプログラミングが小学校において必修化されることに伴い、各都道府県教育委員会において、人材育成、指導内容等について、独自に試行錯誤を繰り返しているが、「どの分野に力点を置き、いかなる人材を養成すべきか」との課題は残されたままである。地域間の格差を是正するためにも、中核となる指導内容については全国共通のものとなることが求められる。

一般家庭におけるIT機器の普及は著しく、児童生徒たちは幼少期より一定程度IT機器に接することが珍しくない中で、教員に求められる技能は自ずと高いものとならざるを得ない。このことから、近年、特に顕著となっている教職員の多忙化に拍車をかけることとなりかねず、外部人材の活用など、人的あるいは財政的支援が必要となる。

従来、小中学校におけるIT機器の整備は、主に基礎自治体に委ねられてきたものの、自治体の財政力により整備状況に大きな差が生じているのが実状である。プログラミング教育において、自治体間の格差を是正するためにも、指導上必要となる機器の整備などに対する財政措置が求められる。

また、小学校でのプログラミング授業を先行実施している一部基礎自治体(千葉県柏市など)において先行して実施されているものとの整合性など、既にいくつかの課題が散見される。

そこで、以下の3点について要望する。

記

- 1 早期にプログラミングの指導の概要について明らかにすること。
- 2 円滑な指導を行うため、自治体間の格差を是正するために必要な財政措置を行うこと。
- 3 民間の人材を積極的に活用したり、小規模な自治体などにおいて適正な人員配置が困難な場合など、広域での対応を認めるなど、弾力的な人材配

置を認めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。

○議長

提出者の提案理由説明を求めます。窪君。

○10番

小中学校におけるプログラミング必修化に対して支援を求める意見書（案）についての趣旨説明をさせていただきます。

ただいま事務局長に朗読していただきましたが、ことし3月の学習指導要領の改訂を受け、2020年度から小学校でプログラミング教育が必修化されることになりました。プログラミングは、コンピューターを動かすプログラムをつくることで、論理的に考える力を養うことが目的です。

そうした中、千葉県柏市のように、今年度から全市立小学校の4年生を対象に授業を開始し、必修化に向け、いち早く動き出したところもあります。今後、各自治体では、人材育成、指導内容等について、地域間格差が懸念されるなどの課題があります。また、プログラミングの必修化は教職員の多忙化に拍車をかけることになりかねず、教える側の支援も大きな課題となることから、外部人材の活用など、人的・財政的支援が必要となります。

そこで、早期にプログラミングの指導の概要について明らかにするとともに、円滑な指導を行うため、自治体間の格差是正を図る財政措置を行うことを求めるものであります。

以上、簡単ではございますが、趣旨説明とさせていただきます。どうか皆様には御賛同をいただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。井戸君。

○3番

ちょっとわからないところが結構あるのでお聞きしたいんですけど、これはどなたに聞いたら、担当課なのか……。

「意見書やから」の声あり

○3番

意見書なので提出者、まあまあお答えできる限りで結構なんですけども。

今、各教科の授業数というのは本当に少なくてですね、どうやって確保しようかっていうのが教育現場では問題になっているわけなんですけども、これがプロ

プログラミングの授業を取り入れるというのは、週何時間ぐらいの設定で考えられているのか、ちょっと僕、わからないんですけども。

それと、これ、一体何を削ってというのが決まっていればですね、そういうところ、取り入れるためには何かを削らなければいけない。英語が導入のときもかなり大変だったと思うんですけども、その件について、またちょっと、まずお聞かせください。

○議長

窪君。

○10番

ただいまの井戸議員の質問に対してお答えさせていただきます。

文部科学省は、2020年度から実施する小学校の次期学習指導要領の総則でプログラミング教育の実施を明記をいたしております。文科省によりますと、必修化といっても新しい教科はつくらず、総合的な学習の時間や算数などの教科の中で行うといたしております。自治体や学校現場の判断にゆだねられますが、こういうことから、文科省、自治体への支援が欠かせないという意見書でございます。

○議長

井戸君。

○3番

今の説明でちょっと悲しい、国も結構適当につくってんのかなという感じはするんですけども、算数にしても、全てにおいて時間が足りないはずなので、ここにプログラミングを導入するののかというのは、ちょっとよくわからないというか、これは仕方がないにしても、ただちょっとですね、どの程度というのが僕はちょっとわからないんですけども、NHKでやってるような簡単なレベルの、ここに書いてありますように、機器の整備ってあるんですけども、NHKで今、子ども向けの番組でプログラミングやってますけど、あの程度であれば、平群の場合、機器の整備は要らないと僕的には思うんですけども、ソフトぐらいかなと思うんですけど、ちょっとこの辺、具体的に説明していただけたらありがたいです。

○議長

窪君。

○10番

井戸議員の御質問にお答えいたします。

この意見書に3項目を明記をさせていただいております。今、先行して千葉県柏市等々、またほかの自治体でも先行して実施をされておりますが、この概

要につきまして、井戸議員がご心配のような内容につきまして、やはりもう少し国の方もはっきりと明記をすべきだという意見書でございますので、具体的なものはこれから進んでいくと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。植田君。

○6番

今回の小学校におけるプログラミング必修化に対して支援を求める意見書については、反対の立場で討論をさせていただきます。

そもそもプログラミング教育の必修化は、安倍政権の成長戦略に位置づけられたもので、企業に適応できる人材育成に最大のねらいがあるとされています。これは、子どもの発達段階を考慮しない押しつけ教育で、子どもの成長をかえって阻害する可能性がある。これは、教育現場からも、次期学習指導要領に向けた審議に対する意見書、これは2016年10月に出されていますが、中でも指摘をされております。プログラミング教育は、未来投資戦略2017に位置づけられ、プログラミング教育を初等教育から取り入れるとしています。これは、個人の発達が目的の教育を企業に適応できる人材育成の場に変質させるものであります。

小学校低学年からの英語教育、来年から始まります道徳の教科化と、限られた時間内にやらなければならないことがふえている。これらの指導のために教師の多忙化が進行している。その結果、教師が過労死や過労自殺、あるいは長期療養など、子どもたちにしっかりとした学力や一人一人の人格形成を育む指導に支障を来している現状があると思われまます。また、どんどん学校教育現場が過密になることは、段階を経て豊かな子どもたちの成長を保障していく上でも問題があると考えられます。

そうした中で、新たにプログラミング教育の必修化であり、とりわけ記3のことについて、広域的な教員配置については、教員をふやすのではなく、民間の人材の活用や、あるいは本人の望まない人事異動も含めて想定されるなどの問題がございます。現在、早期教育が美化され、促進されていることはありますが、しかし、本来、教育の目的は一人一人の人格完成にあることから、大人

や社会、あるいは国が完成した人格を想定し、その枠に子どもたちを当てはめるように育てることではないということも申し上げて、この意見書については反対をいたします。

以上です。

○議長

ほか、ございませんか。城内君。

○2番

小中学校におけるプログラミング必修化に対して支援を求める意見書（案）について、賛成討論をさせていただきます。

この新しい取り組みは、現在の事情に即したものと考えます。さりながら、我々自治体側にとっては、その必要経費が大変な負担になることは必定です。当意見書に書かれた要望事項に十分に語られていると思います。小中学生にプログラミングを教える意味はどこにあるのでしょうか。まず、誰もが理論的な思考力を身につけさせるというようなことを言うのではありませんでしょうか。私は、思考の順路を考えます。その過程においていろいろに発生するふぐあいをどう受けとめるかにあると思います。周りの事情を考え、中身の心情をも考えることが出てくると信じています。つまり、人間力の構成です。

平成28年3月に発表されたまち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、こども園から小学校、中学校への一貫した考えで、地元と一緒に教育が進められることが書かれています。今回のこのプログラミングに関する教育方針は、我が町に掲げることと一致するものです。小中の英語教育と相まって、何とか成功裏に進めたい事柄であります。

というのも、インターネットを身につけていけば、いろいろなもので英語力の必要性が生じます。そういう面でも人材が必要でしょう。経済的なものはもちろんですが、先生ばかりに負担がかかっては困ります。特別なプロなどの豊富な知識と人間性を持った協力者が必要です。そういう意味で、非常に国の支援が必要だと思います。

奈良県内でも自治体間の格差もありますが、県と市町村が一体となって、その施行に当たっての手厚い支援を得なくてはなりません。そのために、我々は声を上げて頑張らないといけないと思っています。ALTなど、関連したこともお話ししたいのですが、以上をもって私の賛成討論といたします。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより発議第7号について採決を行います。

本案については、原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議 長

挙手多数であります。よって、発議第7号 小中学校におけるプログラミング必修化に対して支援を求める意見書（案）については原案どおり可決し、関係行政庁へ送付することに決定いたしました。

続きまして

日程第15 発議第8号 核兵器廃絶を求める決議（案）

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは、朗読いたします。

発議第8号

核兵器廃絶を求める決議（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

平成29年9月21日

提出者 稲 月 敏 子

賛成者 植 田 いずみ

〃 山 口 昌 亮

核兵器廃絶を求める決議（案）

核兵器を廃絶し、戦争のない平和な世界を実現することは、唯一の被爆経験国である日本はもとより、人類共通の願いである。

しかしながら、今なお1万数千発の核兵器が現存するとされ、核実験を実施している国もあることから、人類は大きな脅威にさらされ続けている。また、民族、宗教、経済的利害の対立などにより、世界各地で武力行使が行われており、核兵器の拡散も懸念されている。

こうした中で広島、長崎の被爆者を先頭に核兵器の非人道的残虐性を告発し

てきた日本の市民運動が大きな役割をはたし、核兵器廃絶を求める世論は世界を動かしている。

そこで、昭和61年に「非核平和町宣言」をおこなった平群町議会としても全人類の幸福と世界の恒久的平和の実現を目指すため、核兵器廃絶を関係諸国に対し強く求めるものである。

以上、決議する。

平成29年9月21日

平群町議会

以上でございます。

○議長

続いて、提案者の提案理由の説明を求めます。稲月君。

○5番

それでは、核兵器廃絶を求める決議（案）の提出をいたしました提案理由を述べさせていただきます。

被爆者の方々は、「人類は今、破壊の道を進むのか、命輝く青い地球を目指すのか、岐路に立たされています。1945年8月6日と9日、米軍が投下した2発の原子爆弾は、一瞬に広島・長崎を破滅させ、数十万人の人々を無差別に殺りくしました。真っ黒に焦げ、炭になったしかばね、ずるむけの体、無言で歩き続ける人々の列、生き地獄そのものでした。生き延びた人も、次から次へと倒れていきました。70年が過ぎた今も後遺症にさいなまれ、子や孫への不安の中、私たちは生き抜いてきました。もうこんなことはたくさんです」と訴えています。また、「再び被爆者をつくるな」と訴え続けてこられています。

核兵器は、人類はもとより、地球上に存在する全ての命を断ち切り、環境を破壊し、地球を死の星にする悪魔の兵器です。私たちが生きている間に何としても核兵器のない世界を実現ができるよう切望していますと、このように被爆者の方たちは強く訴えてこられました。

本町でも、ことし行われました「平群平和のための戦争展」では、町内の被爆体験の方が長い間の沈黙を破り、勇気を持って、今回、被爆体験を語られた手記が展示をされました。体験集にも掲載をしていただきました。自分と同じ苦しみを孫や子に、後世に生きる人々に味わわせてはならないという、この思いから、長い沈黙を破って語ってくださった体験でございます。この苦しみ、大変な思いを私たちはしっかり受けとめていかなければなりません。

今、世界を見れば、核兵器が脅しの道具に使われていたり、核兵器に依存する国々もあります。昨今、お隣の北朝鮮では、多分、水爆であったろうと思わ

れる、こういった実験など、本当に許せないことが行われました。この被爆者の訴えにあるように、地球を破滅させる悪魔の兵器を廃絶させるために、全世界が今、動いていかなければならない時ではないでしょうか。

本決議を上げて、そして広く全世界に発信をしていくことが重要と考えて提案をさせていただきました。

ことしの3月には奈良県議会で、全会一致でこの決議が上げられました。そして、国内はもとより、英訳をして国連本部に送付をしたり、県議会の視察時に中国に持っていきお渡しをしたりと、世界に向けて発信していると聞いております。この前後に県下でも各議会で同決議が上げられてまいりました。近隣では、この6月議会で斑鳩町や大和郡山市、9月議会では、もう終わりました安堵町においても、全会一致で同様の決議が上げられております。三郷町では、この決議ではないんですが、国連で採択をされた各兵器禁止条約に日本も参加するよう求める意見書が可決をされた、このような状況がございます。

このようなもとの、平群町議会としても本決議をしっかりと上げ、広く大きく核兵器の廃絶を訴えていこうではありませんか。

議員の皆さんには、ぜひともこの趣旨を御理解をいただき、御賛同いただきますようお願いをいたします。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより発議第8号について採決を行います。
本案については、原案どおり可決し、決議書として関係機関へ送付することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、発議第8号 核兵器廃絶を求める決議（案）は原案どおり可決し、関係機関へ送付することに決定いたしました。

続きまして

日程第16 先進地視察計画書について
を議題といたします。

議会運営委員会委員長より、先進地視察計画書についての報告を求めます。
議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長（山口昌亮）

それでは、報告させていただきます。

この間、議会運営委員会の中でも協議いたしておりました今年度の先進地視察について、以下の計画書を議長に提出させていただきますので、議員各位の御同意をお願いいたします。

計画の概要は、まず1点目、視察年月日については、今年度、10月中を予定とし、視察地については、まだ今のところは決まっておりません。視察目的は、議会運営について、参加については全議員、それに当局側の関係職員、また議会事務局の職員。

なおですね、視察先については、本定例会初日までに高幣議員の方から候補地の提案がありました。それ以前に私の方からも提案させていただいたものがありますので、その二つの提案も含めてですね、閉会中の議会運営委員会で協議し、相手先の都合もありますので、できるだけ早く日時、10月中と言いましたので、10月中の日時と、それから視察先について決定しですね、そのようにしたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

○議 長

ただいま議会運営委員会委員長より、先進地視察計画書についての報告がありましたとおり実施したいと思っております。

平群町議会議員の行政視察等に関する規則第4条の規定により、議員全員で実施することに異議ございませんか。

「異議あり」の声あり

○議 長

下中君。

○ 1 1 番

ただいま、議会運営委員長から計画書ということで提示されまして、議案として上がっておりますが、多分これ、8月21日の議会運営委員会でしたかな、委員長の方から一つの提案がございました。その後、初日までに提案があれば、今も言われましたように、たまたま高幣議員から提案があったと。そういう、仮に1個2個あるにしろね、この9月定例会中に開会をして、議会運営委員会を開いて全員で決めていきたいというように委員長の方から言われました。それがなぜ開催されなかったのか。きょう突然こうして計画書だけ上がってきたのか。

計画書の形としては規則にのっとっておりますけれども、定例会の会期中に開催されなかったのか、ちょっとその点、少しお話をお伺いしたいと思います。

○ 議 長

山口君。

○ 議会運営委員長（山口昌亮）

今、下中議員からありましたように、過般の議会運営委員会で多分そのような、最終的に発言をしたということなのですが、いずれしても、今、二つの案が上がっております、もともと今年度のこの問題については、当初、一泊で行くという話が6月議会の中であって、ただ、それについてはいろいろ意見があつてですね、そのことは一つ置いて、できるだけ近いところで、日帰りで行けるようにという、財政上の問題もあるという意見があつてそのようにしようということでした。

確かに、おっしゃるとおりなんですけれども、きょうが最終日で、この後、今から決めるというのも、ただ多数決で決めるもんかどうかというのがありますし、それから相手の日程もあります。今、出されてるのは、私がこの前、提案させていただいたのは上牧町でした。今度、高幣議員から提出されているのは精華町です。どちらも車で行けば1時間以内、近場ですから、日程的には1日ないし半日でも二、三時間の研修はできるという中身です。どちらになるかは別にしてね、いずれにしても、相手先の日程と、こちら、議長の日程等もありますので、その日程をすり合わせないとできませんのでね、そのすり合わせも含めて、両方ともどうするかというのは議運、明日でも開いて、そこの中ですり合わせて、相手の、こちらがいいと思っても行けない場合も、両方ともあかん場合ももちろんあるかもわかりませんが、それも含めて早急にやりたいということで、きょうこれからやってもすぐにできませんので。ただ、私が9月定例会中にと申したということについてはですね、それが実現しなかったということについては私の方の不手際でありますので、その点については謝

りたいというか、陳謝したいというふうに思います。

以上です。

○議 長

下中君。

○11番

今、委員長の方から定例会中に開くということで、報告書上がってますわね、たしかね。それがいろんな事情でできなかったと。といえどもね、やはり先ほどこから言われたように、議員全員で行こうかということになっておりますのでね、ここで採決してどこがいいとかいうものと違いますのでね、これはもう規則どおり、全体で行く場合は議会運営委員会で計画書を提出して全員で行くということになっておりますので。

ただ、それが相手先が忙しいとか、そういう確認する前に、我々議会議員としてね、今期にこういうところ行きたいので、1回みんな議員で話をしようかということになっておりますのでね、その機会がなかったというのが非常に私は残念です。本来、そういう形で今まで来ておったと思いますねけどね、それがなかったということですね。ただ、いや、明日にでも開いてしますというようにね、今、突然言われてもね、何とも理解しがたいし、行くことには何も問題もないし、必ず我々議員も行くことであると思いますけどね、ちょっとその辺の手續について、ほんまにあり方ないというのか、何とも理解しがたいというのか、その辺もあるのですね、きょう正式に途中で時間とっていただいてね、少しそういうことで話を聞いてもらおうと。これは議員懇談会でもよろしいし、議会でもええですけどね、そういう場は少しやっぱり設定していただきたいと思いますねけど、議長、その辺どうですか。

○議 長

下中議員、特に行政視察に行く、この計画書といいますか、行政視察に行くことについては異議はないということでもいいんでしょうか。

はい、下中君。

○11番

視察については異議はございません。ただ、議会運営委員長がこういうことで、定例会中に一応話を聞くということになっておったので、それが全くなくて、きょう突如出てきたということでもありますので、少し時間をとっていただいたらありがたいということですねけど。

○議 長

この議会中に時間をとっていただきたいということでもよろしいですか。

○11番

はい。

「議長、よろしいですか、関連です」の声あり

○議長

はい、窪君。

○10番

書面、8月21日付で委員長から議長宛てに出されておりました、それが議案配付と一緒に来ておりました。その中に書面では、この9月議会開会中に議会運営委員会を開いて、全議員で決めてと、それが明確に書かれておりますので、ぜひともやはり、今までそういうふうな流れで来ておりますのでね、こういうふうな形になったのは、私も4期さしてもらっておりますが、初めてだと思いますので、きっちりととっていただきたいと思います。

○議長

城内君。

○2番

関連ですが、こういうことを決める場合、議長、副議長、それから関係の委員長、副委員長で事前に相談するように、慣習的ことかもしれませんが、聞いておりますけども、私がけさ、直接議長にお聞きするまで、そういう話は一切ありませんでした。山本議員に、副委員長ですから、「委員長から何か聞いてるか」と言ったら、「いや、聞いてない」と。これやっぱりおかしいんじゃないですか。だから、もうこの場で決めていただけたらと思います。

それと、そのときにもお聞きしたんですが、どちらも全国から見学者が多くて、なかなか日にちがとりにくいと。とりにくかったら、先に日にちだけ聞いていたらどうやねんと僕は思ったんですよ。それで、その中で、それは議員の意見を出すときに、この日、この日しかない、という意見の出し方であるか、そちらの方で調べてもらって、上牧やったらこの日、それから精華町やったらこの日と、そういうのを議題に入れて決めるべきことで、忙しいから向こうも大変やろうなで済んでるとするのは、僕はちょっと意外でした。ちょっと余計な意見ですけど。

○議長

これまでね、決定事項については正副委員長、正副議長で決定された経緯もありました。ただ、今回については、決定というのではなくてですね、議会運営委員会で協議をいただきたいということでの提案ということで、こういう形になっております。

はい、馬本君。

○ 1 2 番

窪議員もおっしゃったけども、何もけんか云々違いますよ。これ、議会運営で大事なこと。この21日、法的な拘束力はある、この議会運営委員長委員長報告、ここに明記してるから、これ全部法的な拘束。9月議会の議決に必要な中の先進地案があれば、初日までに提出してもらえれば、再度9月議会開会中に議会運営委員会を開いて全員で決めていきたいとしたいということで、これいただけてるわけです。

僕ね、そしたらね、例えばの話でっせ。議運でやっていただくというもんやけど、高幣議員の先進地視察のこれ、これ、議案配付したか。私らもろたか。私は高幣議員に直接もろてんで、これ。議案配付したか、それどっちやの。

それと、こういうところへ行きたいんでって、こういう先進地視察に対するこれ、山田議長に出してるんや、これ、9月1日。これ、一切、私は高幣議員に個人的にもらいましてんで。これ、受け付けてるやろう。受け付けてなかったら、今、議題にならへんねや。

要はね、そしたら、開く間なかってんで、5日から21日までということな、それはそれでよろしいやんか、もう済んだこと。要はね、要は、明日議会だよりあんのか。明日、議運、どっちにしろな。明日、法的な拘束力ある議会か。協議会や。21日開かれたら継続審査続いているけども、法的な拘束力ある議会運営委員会、そこで決めていただいて、これが初日で可決となってるわけや。ね、5日の日ね。そういうことでっしゃろ。

そうやから、あのね、僕にしたら残念と思うのは、視察来たときに、前は1個だけやってん。そやから、ある程度理解できててん。今回二つ来たんで、その来たときで議長、副議長、議運の委員長、副委員長ね、協議してもろうて、それは向こう、忙しいかどうかわかれへんけど、一応予定だけ聞いておこうかと。上牧さんも聞いておこうかと、精華町さんも聞いておこうかと、それを議運やったら議運でとっていただいて、二つ来てますよということをしていただいて、全協やったら全協でも開いていただいて、いついつの日、精華町さん、行けるような感じやとか、上牧町さん、いついついけますよという、そのかわり、高幣議員から、こういう視察の資料来てますよと。これ、議長宛てやからね。これ、はっきり言うて、何で配ってないねや。何で配らへんのや。これ、公文書なんで、はっきり言うけど。ちゃう。

そうやからね、あんまり怒りとうないけどね、日にち、ようけあったやん、休会、休会でな。こんな、みんな行くところな、僕の案としてはな、一つどこの案行こうと。二つあって、一つこういつてあかんかったらこっちに合わそうと

かな、弾力的な全協で開いていくのが筋とちゃうか。私はほんま残念やで、これ。これ、受理した以上、議員にみんな配らなあかんねんで、これと一緒に。きょうのこの、出したやろう、これ。これと一緒に出さなあかんで、これ。ちゃうん。どこ行くんか知らん人も、中身も知らない人もおるやろう。というふうなこと。済んだこと、あんまり言いたくないねけど、けれどもやっぱりルールというものは、私は大切にしやなあかんと思う、議会運営はな。そやから、もう明日になったら、もうきょうは議会終わるからな。きょうこれ、今、下中君言うてんのは、ちょっと暫時休憩とりはって、二つ来てるってことは皆さん御存じや。それで、高幣さんが出さはったやつはこういうことありまんねんということを全協で趣旨説明してもらうて、山口君は山口君で趣旨説明してもらうてな、そこで全協で和気あいあいでお話しされて、そういうふうにして研修行かはったらどうですかということをご提案したい。どうですか、議長。

○議長

山口君。

○議会運営委員長（山口昌亮）

おっしゃるとおりなんで、当初の予定どおり、議会運営委員会を会期中に今からね、開かしていただいて、そこで、そのことも含めて話をさせていただきたいと思いますが、議長、よろしくお願いします。

○議長

それでは、議会運営委員会を開催していただきますので、暫時休憩いたします。

（ブー）

休 憩 （午後 5 時 3 6 分）

再 開 （午後 6 時 1 0 分）

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

（ブー）

○議長

議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長。

○議会運営委員長（山口昌亮）

理事者の皆さんには閉会が遅くなってしまっ、まず最初に謝罪をいたしたいと思ひます。

先ほど、議会運営委員会を開催いたしまして、休憩前に報告しました先進地

視察計画書について、一部訂正して報告させていただきます。

視察年月日については、来月10月から11月中旬までの間で、相手の都合もあります。その相手というのは、第一に京都府精華町の方に視察をさせていただくということで、相手の日程もありますので、まずそことお話をさせていただいて、できるだけ精華町の方で視察をしたいと。もしそれがだめな場合はですね、また第二案として相談させていただくということになりました。

それから、参加議員については、先ほど述べた全議員、それから当局側についても、関係する職員、それと議会事務局の職員ということにさせていただきます。

そういうことですので、ぜひこの件についてはですね、御同意をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長

それでは、平群町議会議員の行政視察等に関する規則第4条の規定により、議員全員で実施することに異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、先進地視察は議員全員で実施することに決定いたしました。

続きまして

日程第17 委員会の閉会中の継続調査の件
を議題といたします。

議会運営委員会委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本定例会に付議された事件については全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

町長、閉会に当たりまして、御挨拶をお願いします。はい、町長。

○町 長

9月議会閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

9月5日より本日まで、17日間の会期におきまして、平成28年度決算を初め、全ての上程案件につきまして慎重審議いただき、議決、認定を賜り、まことにありがとうございました。

決算の認定をいただくに当たりましては、平群町が1年間取り組みました事務事業の成果につきまして、議員各位から貴重な御意見を賜りました。これらを肝に銘じ、平成29年度の残り半期を、私を先頭に、各課所属におきまして、それぞれの事務執行に十分意を払い、年度内に完結するよう力を尽くしてまいります。

現在、平群町における財政状況を踏まえまして、今後の大きな財政出動に耐え得るため、第二次財政健全化計画を策定いたします。具体的内容につきましては、去る8月31日の全員協議会におきましてお示ししたところでございますが、その際、議員各位より御指摘いただいたことも含めまして、10月4日に再度全員協議会を開催させていただき、計画内容を固めてまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

あわせまして、財政健全化計画に伴う条例改正等の議案につきましては、12月議会におきまして上程させていただき、平成30年度予算編成に反映をさせてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

最後になりますけれども、これから年末に向けまして、平群町町民体育大会、そしてまた、衆議院選挙もあるようでございます。そして国民文化祭、障害者芸術文化祭、町政住民説明会など、さまざまな行事が開催される予定でございます。議員各位におかれましても、御多用のこととは存じますが、御参加・御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議 長

これをもって平成29年平群町議会第4回定例会を閉会いたします。

(ブー)

閉 会 (午後 6時15分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

奈良県生駒郡平群町議会

議 長

副 議 長

署名議員

〃